

**第 6 期葛巻町障がい福祉計画**  
**第 2 期葛巻町障がい児福祉計画**  
**(令和 3 年度～令和 5 年度)**

令和 3 年 3 月  
岩手県葛巻町



---

# 目 次

---

## ◆第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の策定体制	2

## ◆第2章 葛巻町の障がい者等の現状

第1節	身体障がい者（児）	3
第2節	知的障がい者（児）	4
第3節	精神障がい者（児）	4
第4節	難病患者	4
第5節	障がい者福祉アンケート調査結果の概要	5

## ◆第3章 計画の基本的方針

第1節	計画の基本理念	9
第2節	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	10
第3節	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	11
第4節	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	12
第5節	サービスの内容と対象者	13

## ◆第4章 福祉サービス等の数値目標及び見込量

第1節	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る 数値目標	20
第2節	障がい福祉サービスの見込量及び確保策	27
第3節	障がい児サービスの見込量及び確保策	35
第4節	地域生活支援事業の見込量及び確保策	38
第5節	町の独自支援について	43

## ◆資料編

◇	葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	47
◇	葛巻町障害者福祉計画策定委員会名簿	48
◇	町内の社会資源の状況	49
◇	障がい者福祉アンケート調査結果について	52

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

第6期障がい福祉計画（以下「第6期計画」といいます。）は、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」として、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス等の種類ごとの内容・必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策などについて定めています。

第2期障がい児福祉計画（以下「第2期計画」といいます。）は、児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として、国の基本方針に即して、障がい児通所支援サービス等の種類ごとの内容・必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策などについて定めています。

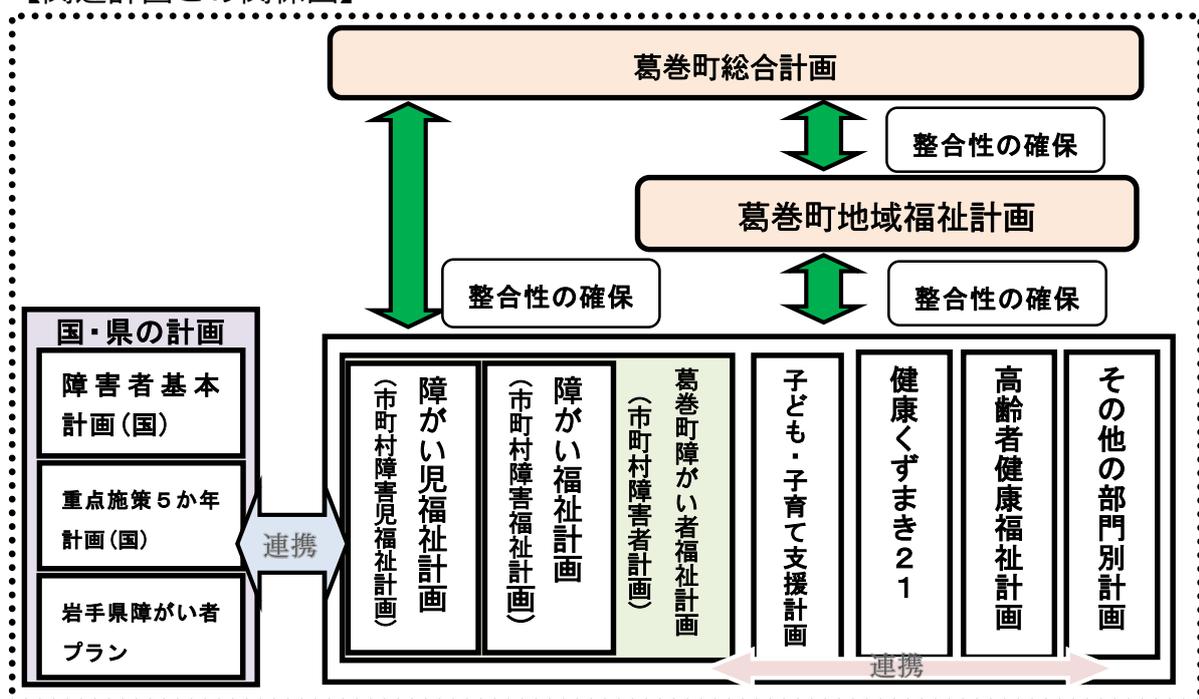
計画策定にあたっては、国の制度改正や第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の利用実績や障がい者のニーズ等を踏まえて見直しを行い、障害福祉サービス等の計画的な推進を図ろうとするものです。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

第6期計画および第2期計画は、国や県の計画との連携を基本として、町の上位計画である「葛巻町総合計画」及び「葛巻町地域福祉計画」との整合性を図りながら、令和3年度から令和5年度までの今後3年間のサービスの見込み量とその確保のための方策などについて定めています。

【関連計画との関係図】



### 第3節 計画の期間

第6期計画及び第2期計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。

ただし、国の施策の変化に対応するために、必要に応じて、点検や見直しを行います。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
葛巻町 福祉計画 が い 者	葛巻町障がい者計画 (市町村障害者計画)	障がい者計画(第5次)					
	葛巻町障がい福祉計画 (市町村障害福祉計画) 葛巻町障がい児福祉計画 (市町村障害児福祉計画)	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
		第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		↔	

### 4 計画の策定体制

第6期計画および第2期計画の策定にあたっては、障がい者関係団体の代表者、学識経験者、ボランティア団体の代表者、サービス提供事業者等で構成する計画策定委員会で計画内容を審議しました。

## 第2章 葛巻町の障がい者等の現状

## 第1節 身体障がい者（児）

令和3年3月末現在の本町における身体障害者手帳の所持者数は、345人で、町の人口（5,851人）の約5.9%となっています。

年齢別では、18歳未満が1人、18歳以上は344人で、このうち65歳以上の高齢者が282人となり、所持者全体の81.7%を占めています。

障がい部位別に見ると、「内部障害」の占める割合が増加傾向にあり、また、「肢体不自由」が全体の181人（約52.5%）と、最も多く占めています。

また、障がい等級別に見ると、1～2級が全体の約48.7%であり、対象者の高齢化・重度化が特徴としてあげられます。

## 【身体障害者手帳所持者数の状況（各年度末現在）】

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成29年度	実数(人)	120	59	64	70	24	21	358
	構成比(%)	33.5	16.5	17.9	19.5	6.7	5.9	100.0
令和2年度	実数(人)	113	55	70	61	26	20	345
	構成比(%)	32.8	15.9	20.3	17.7	7.5	5.8	100.0

## 【障がい種別の内訳（令和2年度末）】

障がい種別	年度	令和2年度	
		実数(人)	構成比(%)
視覚障がい		17	4.9
聴覚・平衡障がい		41	11.9
音声・言語・咀嚼機能障がい		5	1.4
肢体不自由		181	52.5
内部障がい		101	29.3
合 計		345	100.0

## 第2節 知的障がい者（児）

令和3年3月末現在の本町における療育手帳の所持者数は、90人で、町の人口（5,851人）の約1.5%となっています。

年齢別では、18歳未満が7人、18歳以上が83人となっています。

### 【療育手帳所持者数の状況（各年度末現在）】

区 分		A（重度）	B（中度）	合 計
平成29年度	実数(人)	33	55	88
	構成比(%)	37.5	62.5	100.0
令和2年度	実数(人)	33	57	90
	構成比(%)	36.7	63.3	100.0

## 第3節 精神障がい者（児）

令和3年3月末現在の本町における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、62人で、町の人口（5,851人）の約1.1%となっています。

また、自立支援医療利用者は、131人となっています。

平成30年3月末に比べ、精神障害者保健福祉手帳所持者は5人増加しています。自立支援医療の人数も5人増加しており、統合失調症やうつ病の人の増加や手帳等級が1級の人が増加傾向にあります。

### 【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の状況（各年度末現在）】

区 分		精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療
		1級	2級	3級	合計	
平成29年度	実数(人)	8	34	15	57	126
	構成比(%)	14.0	59.7	26.3	100.0	—
令和2年度	実数(人)	11	36	15	62	131
	構成比(%)	17.7	58.1	24.2	100.0	—

## 第4節 難病患者

令和3年3月末現在の本町における難病患者（特定疾患医療受給者）数は61人です。

難病患者についても、平成25年4月から、障害者自立支援法により障がい福祉サービスが受けられるようになりました（現在の対象は361疾患）。

### 【難病患者（特定疾患医療受給者）数（各年度末現在）】

区 分		特定疾患医療受給者
平成29年度	実数(人)	60
令和2年度	実数(人)	61

【資料】岩手県県央保健所

## 第5節 障がい者福祉アンケート調査結果の概要

### 1 調査の実施概要

#### (1) 調査の名称

「福祉に関するアンケート調査」

#### (2) 調査の目的

葛巻町障がい者福祉計画の見直しにあたり、基礎資料を得るため、生活実態、福祉サービスへの意見・要望について、対象者に対してアンケート調査を実施しました。

#### (3) 調査の対象

障がい者手帳等を所持している方で、75歳以下の方。

(ただし、障害福祉サービス利用者については、年齢制限は設けない。)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・特定疾患受給者証所持者（災害時等の個人情報提供の同意をしている方。)

#### (4) 調査の方法

アンケート調査票を郵送により配布、回収しました（無記名回答）。

#### (5) 調査の時期

令和2年10月～令和2年11月

### 2 回収結果及び回答率

種別	対象者	回答者	回答率
身体障がい者	157	113	72.0%
知的障がい者	69	38	55.1%
精神障がい者	53	20	37.7%
難病患者	33	12	36.4%
合計	312	183	58.7%

## 3 障がい福祉サービス等の利用意向

「今後利用したい福祉サービス」をみると、「相談支援」(38.3%)、「生活介護」(24.0%)、「施設入所」(21.3%)が利用希望の多いサービスとなっています。

上位の利用希望サービスは、前回(平成29年度)の調査と同じ結果となっています。

「相談支援」が1番となっているのは、相談支援体制の充実が図られてきたことが要因の一つだと考えられる一方、障がいのある人やその介護者である家族の高齢化が進んでおり、親亡き後の将来に不安を抱えていることも背景にあると考えられます。

## 【今後利用したい福祉サービス】

No.	サービスの種類	構成比(%)
1	相談支援	38.3
2	生活介護	24.0
3	施設入所支援	21.3
4	短期入所(ショートステイ)	19.7
5	共同生活援助(グループホーム)	19.7
6	行動援護	18.0
7	就労継続支援(A型、B型)	18.0
8	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	16.9
9	日常生活用具給付・貸与	16.9
10	移動支援	15.3
11	居宅介護(ホームヘルプ)	14.2
12	更生訓練費の支給	13.7
13	重度訪問介護	13.1
14	就労移行支援	12.6

No.	サービスの種類	構成比(%)
15	日中一時支援	12.6
16	療養介護	12.0
17	地域活動支援センター	11.5
18	訪問入浴	10.4
19	同行援護	9.8
20	重度障害者等包括支援	9.8
21	自動車免許の取得・改造費の助成	9.3
22	児童発達支援	3.8
23	放課後等デイサービス	3.3
24	福祉型児童入所支援	3.3
25	医療型児童入所支援	3.3
26	保育所等訪問支援	2.2
27	医療型児童発達支援	2.2
28	コミュニケーション支援	2.2

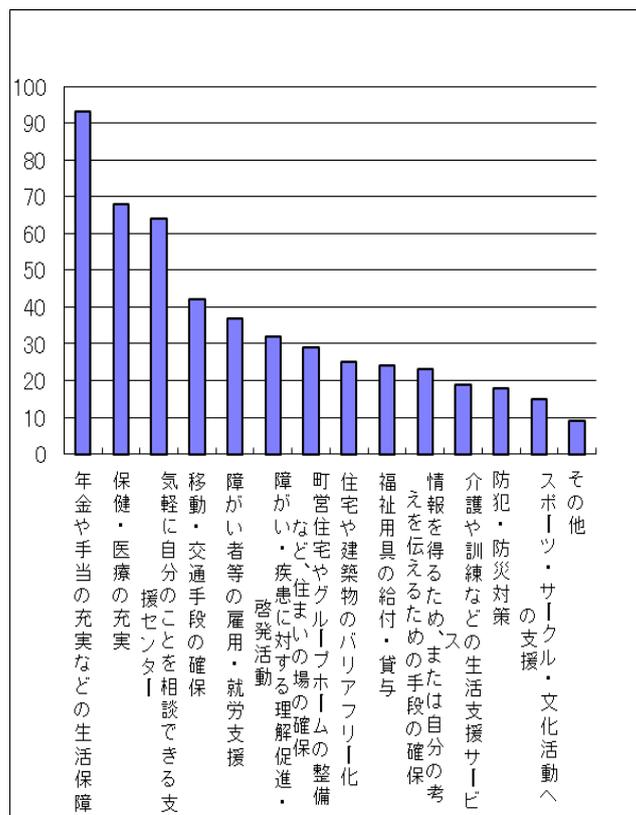
#### 4 暮らしやすくなるために充実してほしいこと

障がいのある人が、「暮らしやすくなるために、充実してほしいこと」をみると、「年金や手当の充実などの生活保障」の18.7%、「保健・医療」の13.7%が「気軽に自分のことを相談できる支援センター」が上位3つとなっています。

上位3つの項目は前回（平成29年度）の調査の上位3つと同じであり、引き続き、生活環境、医療に対する支援の充実が望まれていると考えられます。

#### 【あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいこと】（複数回答）

選択項目	人数	構成比
年金や手当の充実などの生活保障	93	18.7%
保健・医療の充実	68	13.7%
気軽に自分のことを相談できる支援センター	64	12.9%
移動・交通手段の確保	42	8.4%
障がい者等の雇用・就労支援	37	7.4%
障がい・疾患に対する理解促進・啓発活動	32	6.4%
町営住宅やグループホームの整備など、住まいの場の確保	29	5.8%
住宅や建築物のバリアフリー化	25	5.0%
福祉用具の給付・貸与	24	4.8%
情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保	23	4.6%
介護や訓練などの生活支援サービス	19	3.8%
防犯・防災対策	18	3.6%
スポーツ・サークル・文化活動への支援	15	3.0%
その他	9	1.8%
無回答	32	-
合計	530	100.0%



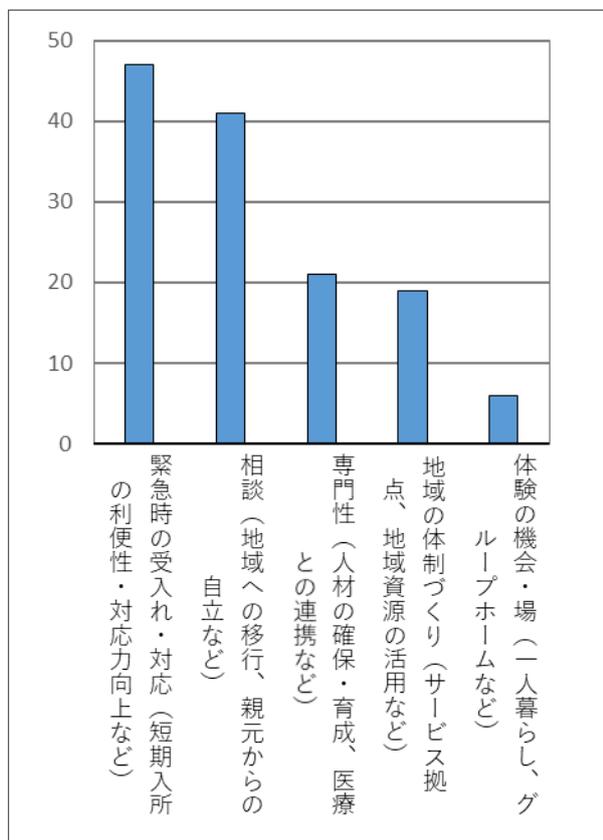
## 5 障がいの重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくために必要だと考えること

障がいのある人が、「重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくために必要だと考えること」をみると、「緊急時の受入れ・対応」の35.1%、「相談」の30.6%が上位2つとなっており、次いで「専門性」、「地域の体制づくり」、「体験の機会・場」となっています。

これらの項目は、地域生活支援拠点に求められる機能であり、住み慣れた町で安心して生活していくためには、障がいのある人のニーズに合わせた取り組みを進めていく必要があります。

### 【障がいの重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らして行くために必要だと考えること】（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
緊急時の受入れ・対応（短期入所の 利便性・対応力向上など）	47	35.1%
相談（地域への移行、親元からの 自立など）	41	30.6%
専門性（人材の確保・育成、医療と の連携など）	21	15.7%
地域の体制づくり（サービス拠点、 地域資源の活用など）	19	14.2%
体験の機会・場（一人暮らし、グ ループホームなど）	6	4.5%
無回答	49	-
合計	183	100.0%



## 第3章 計画の基本的方針

### 1 計画の基本理念

「相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会をつくり、障がい者等の自立と社会参加を実現する」という障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害者総合支援法や児童福祉法及び国の指針に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定します。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な福祉サービスの実施

障がい者等ができるだけ身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう適切な支援を行います。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病患者等が障がい等の種別に関わらず、適切な福祉サービスを受けることができるように努めます。

#### (3) 地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に生かしたネットワークづくりを推進していきます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現に向けた取組を進めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援」等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい福祉に関連する人材確保の取組は、行政と事業者等の関係者が一体となって、取り組むべき課題であることから、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉施設

等の関係機関等と情報共有を図ること等により、人材確保を推進します。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、そのニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、グループホーム等住まいの場の確保、日中活動の場等の確保、社会参加を支援します。

社会参加に関しては、障がいのある人の体力増強と残存能力の向上等を図るとともに、障がいのある人に対する町民の理解と関心を深めるため、引き続き、身体、知的、精神障がいのある人のスポーツ大会等への参加を支援します。

### 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

#### (1) 訪問系サービスの提供

障がい種別を問わないサービス提供ができるよう、訪問系サービスの充実を図ります。

##### 【訪問系サービスの種類】

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援

#### (2) 日中活動系サービスの提供

障がい者のニーズに応じて多様な日中活動系サービスを提供できるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

##### 【日中活動系サービスの種類】

①療養介護 ②生活介護 ③自立訓練 ④就労移行支援 ⑤就労継続支援  
⑥就労定着支援 ⑦自立生活援助 ⑧短期入所 ⑨地域活動支援センター

#### (3) グループホーム等の整備に向けた検討・協議及び地域生活への移行を推進

地域における居住の場として、グループホーム等の整備に向けた具体的な検討・協議の場を設置するとともに、町営住宅や民間アパート等の情報提供を行い、入居への支援を行います。

また、自立生活援助、自立訓練及び地域移行・定着支援事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を推進します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び移行後の定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を推進します。

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援サービスの提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

#### (1) 相談支援体制の構築

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を送るためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び適切な利用を支援、各種ニーズに対応するために必要な相談支援体制の構築が不可欠な状況です。また、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な各種サービスにつなげることができるように、関係機関との連携に努めることが重要となります。そのため、地域における相談支援の中核的な役割を果たす「基幹相談支援センター」の設置について引き続き検討を行います。

#### (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、福祉施設等に入所や入院している障がい者数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま、住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

#### (3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者または発達障がい児が可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、発達障がい者支援センターの複数設置や発達障がい者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めることが重要です。

#### (4) 協議会の設置等

障がい者等の地域生活を総合的に支援していくためには、関係機関、団体等の連携の強化が必要です。地域課題や不足するサービスなどを検討し、地域全体で解決していく「協議会」の設置について検討を進めます。

#### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児通所支援サービス等の提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標等を設定し、計画的な体制整備を進めます。

##### (1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

##### (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児支援が適切に行われるためには、乳幼児期から学校卒業まで、支援が途切れることなく、円滑に引き継がれることが重要であり、関係機関と緊密な連携体制を図ることが必要です。

##### (3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用しながら、保育園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

##### (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における課題や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた「保健、医療、福祉、保育、教育」等の必要な支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図るための「協議の場」の設置について、検討を進め、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。

##### (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

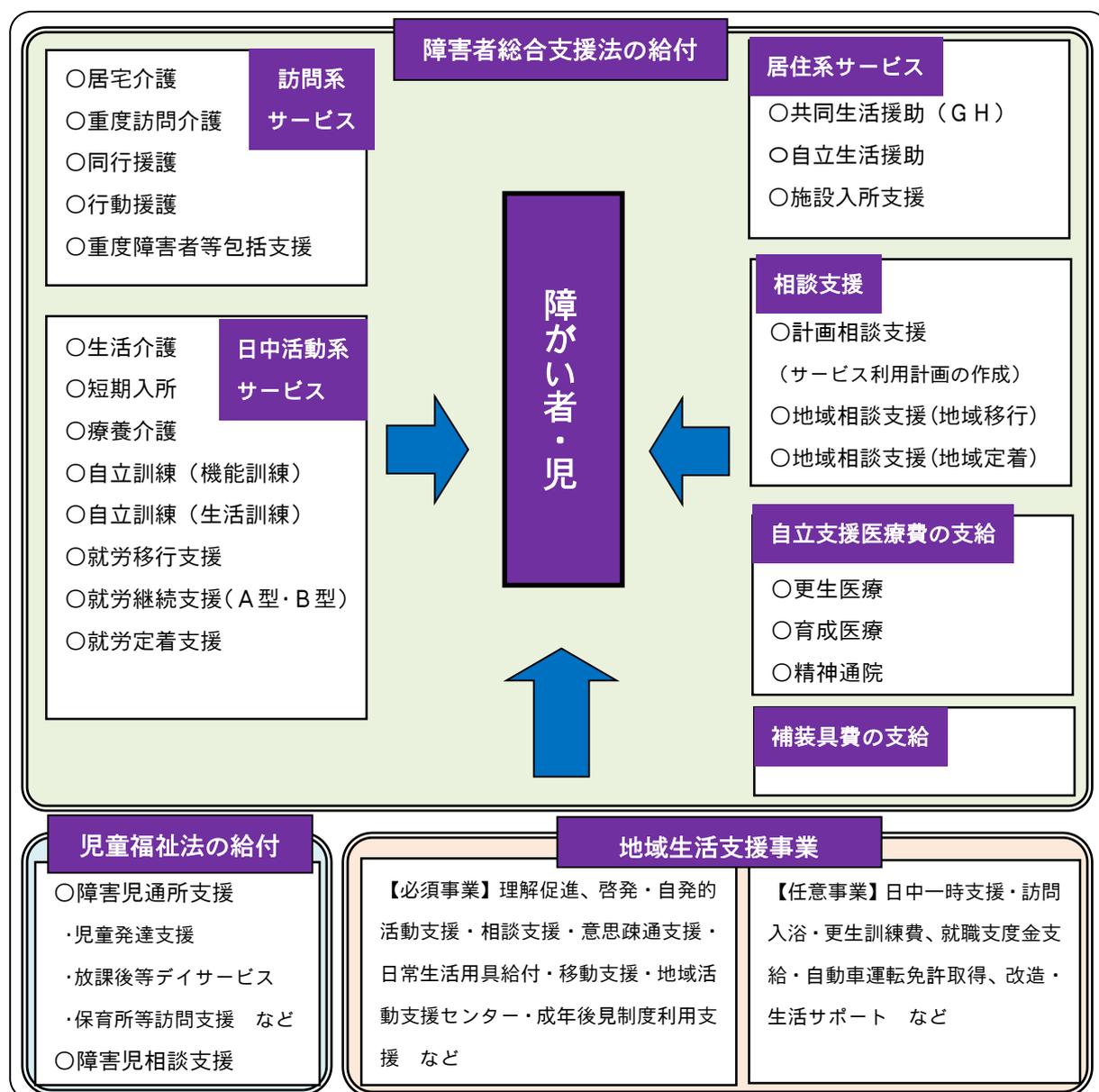
障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。

このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

## 5 サービスの内容と対象者

障がい福祉サービスは、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」、「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用する方の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられ、各種サービスが提供されています。

また、サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいのある人の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が設けられており、本町では八幡平市と岩手町との共同で、医療・保健・福祉の専門分野の委員から構成される「盛岡北部地区障害支援区分認定審査会」を設置し、中立かつ公正な立場での審査判定を行っています。



## (1) 障害者総合支援法の給付（障がい福祉サービス）

## ① 訪問系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の事援助および通院介助等を行います。	区分1以上の人（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態） ※「区分」とは障害支援区分のことをいいます。以下の表において同じ。
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4以上）
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報提供や援護等を行います。	重度の視覚障がいがある人（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（区分3以上）
重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき必要な障がい福祉サービスを包括的に提供します。	介護の必要度が著しく高い人（区分6） ①寝たきり状態で、呼吸器管理を行う身体障がいのある人又は重度の知的障がいのある人 ②強度の行動障がいのある重度の知的障がいのある人

## ② 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
生活介護	福祉施設で日中における食事や入浴、排泄等の介護等を行います。	①区分3以上（施設入所者は区分4以上）の人 ②50歳以上の区分2以上（施設入所者は区分3以上）の人
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。	介護者の病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人（区分1以上。障がい児にあってはこれに相当する状態。）

② 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護等を行います。	長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ①区分6で、ALS患者など呼吸器管理を行っている人 ②区分5以上で、筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むために必要な、身体機能や生活機能の維持・向上のため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を行います。(利用期間18か月以内)	身体に障がいのある人で、 ①施設退所や退院する人で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校の卒業者で、身体的機能の維持・回復などの支援が必要な人
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要な、生活能力の維持向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の支援等を行います。(利用期間24か月以内)	知的や精神などに障がいのある人で、 ①施設退所や退院する人で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校の卒業者等で、生活能力の維持・回復などの支援が必要な人
就労移行支援	一般企業等の就労に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用期間24か月以内)	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の人
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行います。	就労機会等の提供を通じて、雇用契約に基づく就労が可能な人(65歳未満)で、 ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行います。	就労移行支援等を利用したが、一般就労や就労継続支援(A型)に結びつかなかった人などで ①就労経験のある人で、年齢・体力面で一般就労することが困難となった人 ②就労移行支援を利用して、就労継続支援(B型)が適当と判断された人 ③①②に該当しない50歳以上の人など

## ② 日中活動系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間、就労の継続を図るために必要な関係機関等との連絡調整等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

## ③ 居住系サービス

サービス名	内容	主な利用対象者
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等に対し、居宅での自立した生活を送る上で生じる問題等について、一定の期間、定期的な巡回訪問または、連絡を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。	障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた人で一人暮らしを希望する人など
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援等を行います。	①生活介護利用者のうち、区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人 など

## ④ 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者
計画相談支援	サービス等利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための事業所への同行支援等を行います。	施設入所や精神科病院入院の人や児童福祉施設に入所する18歳以上の人 など
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急時の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	施設入所や精神科病院入院の人や児童福祉施設に入所する18歳以上の人で当該施設や病院を退所・退院した人 など

(2) 児童福祉法の給付（障がい児サービス）

① 障害児通所支援

サービス名	内容	主な利用対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がい児で、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められるもの
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由児で、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要性があるもの
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	学校に就学する障がい児で、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められるもの
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	保育所などの施設に通う障がい児又は乳児院などに入所する障がい児で、専門的支援が必要と認められたもの
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

② 障害児相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者
障害児相談支援	障害児通所支援利用計画を作成します。また、サービス事業所等との連絡調整を行います。	障害児通所支援を利用するすべての児童

(3) 自立支援医療費

自立支援医療は、障がい者等が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療であり、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに大別されます。

自立支援医療費の支給は、障がい者、または障がい児の保護者からの申請に基づき行われ、受給者は、医療費負担率の軽減や1か月当たりの負担額の上限額が設定されます。

区分	主な対象者
更生医療	身体障がい者で、障がい軽減のための手術などが必要なもの
育成医療	身体障がいのある子どもで、障がい軽減のための手術などが必要なもの
精神通院医療	精神疾患の集中的・継続的な通院治療を要する人

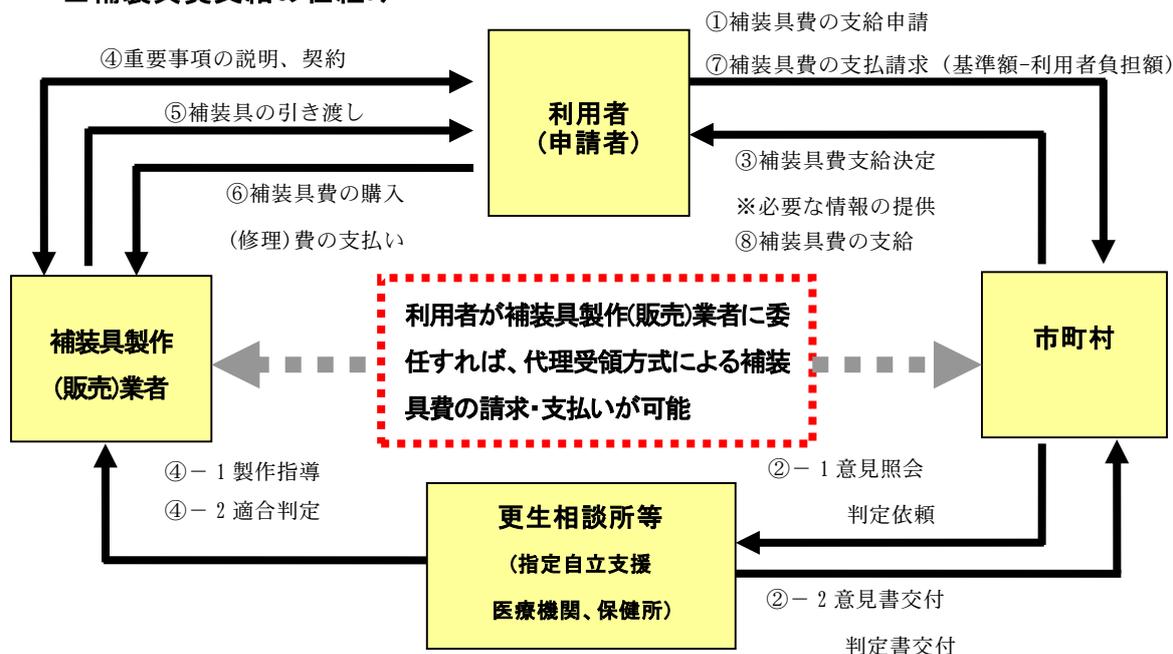
(4) 補装具費

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車いすなどのことをいいます。

補装具費(購入、修理)の支給は、障がい者、または障がい児の保護者からの申請に基づき行われます。利用者の負担は、所得等に配慮した負担となっており、世帯の所得に応じて、1か月あたりの負担額の上限額が設定されます。

負担額の上限については、障がい福祉サービスの負担額と補装具に係る負担額の上限額を合算し、その負担の軽減が図られようように配慮されています。

■補装具費支給の仕組み



(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

地域生活支援事業には、市町村が必ず実施する事業（以下「必須事業」といいます。）と市町村の地域特性や規模、利用者のニーズ等により、市町村が裁量的に実施する事業（以下「任意事業」といいます。）があります。

区分	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整などを行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚機能、言語機能、音声機能その他の障がいのある人を対象に、手話通訳者、要約筆者などを派遣します。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がい者等に対し、「介護訓練支援用具」、「自立支援用具」、「在宅療養支援用具」、「情報意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」、「居住生活動作補助用具」などの日常生活用具を給付または貸与します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、ホームヘルパーなどによる外出のための支援を行います。
	地域活動センター	通所者に対し創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。
	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度を利用しなければ、障がい福祉サービス等を利用することが困難な障がい者に、制度利用の支援や費用の助成を行います。
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用する低所得の障がい者に訓練または実習にかかる経費を助成し、地域生活への移行や一般就労への移行を支援します。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中活動の場の確保と、介護者の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。
	自動車運転免許取得改造事業	障がい者の自動車免許の取得に要する経費または身体障がい者が利用する自動車の改造費を助成します。
	生活サポート事業	障がい者が、病気などにより一時的に生活支援が必要になった場合に、ホームヘルパーなどを派遣し生活を支援します。
	就職支度金支給事業	施設入所者等が一般就労する際に、就職支度金を支給することにより、地域移行と一般就労を促進します。

## 第4章 福祉サービス等の数値目標及び見込量

### 第1節 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の定める基本方針に基づき、令和5年度を目標年度とする数値目標を設定します。

#### 1 福祉施設から地域生活への移行

第5期障がい福祉計画では、平成28年度末の施設入所者数から令和2年度末までの施設入所者数を1人減、地域生活への移行者数2人を目標としていますが、令和2年度末の状況は、施設入所者数が4人増、地域生活への移行者は1人となっています。

第6期計画では、国の指針に基づき、令和5年度までに施設入所者数の目標を2人減、施設から地域生活への移行者数の目標を2人として取り組んでいきます。

#### 【目標値】

年度末時点の施設入所者数		【目標値】 見込 (A - B)	【目標値】 地域生活移行者数
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)		
28人	26人	△2人	2人

#### 【考え方】

施設入所者の見込者数	国の指針により、令和元年度末時点から1.6%以上の減を目標とするものです。
地域生活移行者数	国の指針により、令和元年度末時点から6%以上の移行を目標とするものです。

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

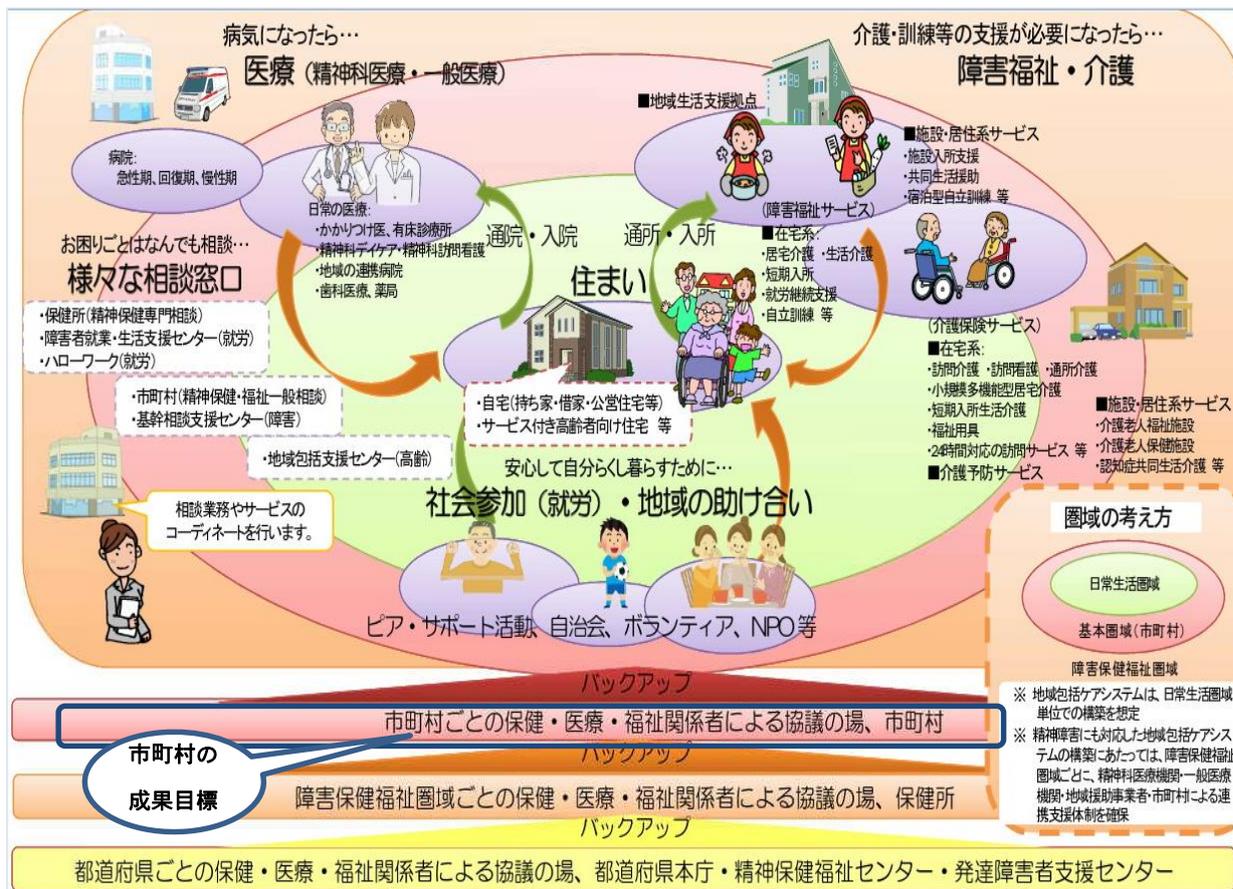
精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが、地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることが国の指針として掲げられています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域の8市町や保健・医療・福祉等の関係機関と調整を図り、情報共有や連携を行う「協議の場」の設置に向けた取り組みを進めています。

【目標値】

令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1カ所	盛岡圏域8市町と共同設置に向けた検討をします。 既存の組織（地域ケア会議）の活用を検討します。

【参考】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図



3 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

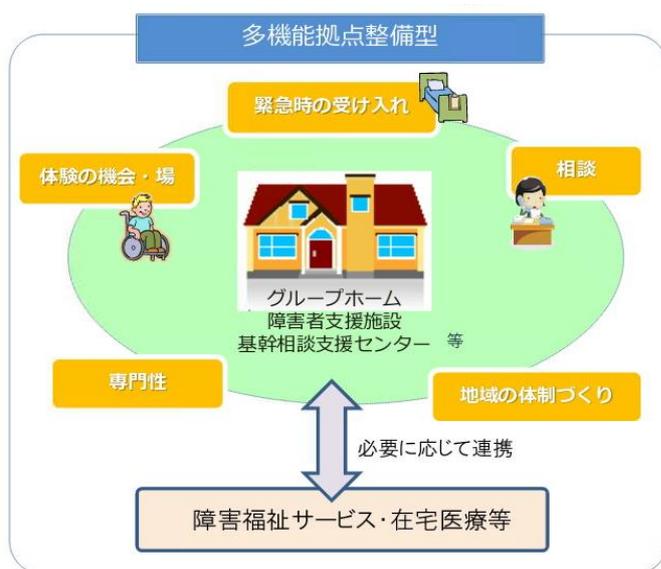
障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者及び障がい児の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活支援拠点等を整備することが国の指針として掲げられています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡北部3市町が持つ既存の社会資源を活用しながら、情報共有や連携を図り、設置に向けた取り組みを進めていきます。

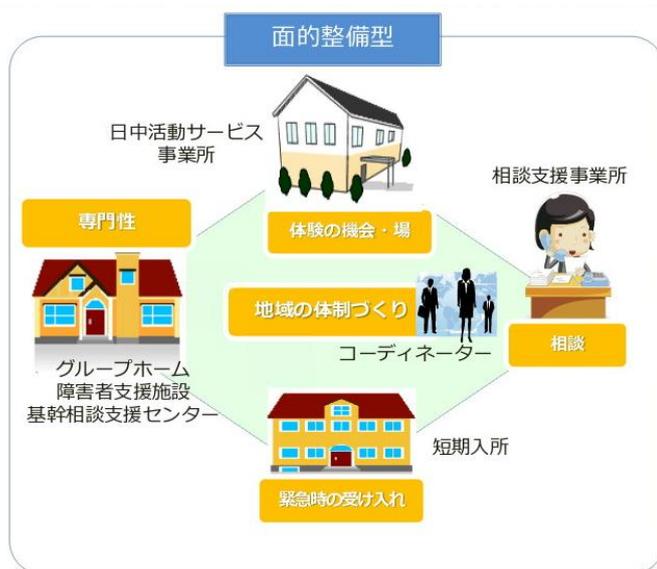
【目標値】

令和5年度末		目標値の設定にあたっての考え方			
1ヵ所		盛岡北部3市町で調整の上、検討します。			
【目標値】 令和3年度		【目標値】 令和4年度		【目標値】 令和5年度	
検証及び検討を行う市町村数	検証及び検討の回数	検証及び検討を行う市町村数	検証及び検討の回数	検証及び検討を行う市町村数	検証及び検討の回数
	0		0		1

【参考】 地域生活支援拠点の構築のイメージ図



【多機能拠点整備型】  
各機能を集約して、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点



【面的整備型】  
地域における複数の機関が分担して担う体制

【地域生活支援拠点に求められる機能】

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場  
（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入・対応  
（短期入所の利便性・対応力向上等）
- 専門性  
（人材の確保・養成、医療との連携等）
- 地域の体制づくり  
（サービス拠点、コーディネーターの配置、地域資源の活用等）

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

第5期障がい福祉計画では、令和2年度において、福祉施設の入所・退所者のうち、一般就労へ移行する年間延べ人数を1人としています。

令和2年度末の福祉施設から一般就労への移行実績はありませんでしたが、就労移行支援事業の利用者については、平成30年度及び令和元年度末で1人、令和2年度では2人の利用実績がありました。

第6期計画では国の指針に基づき、令和5年度中において、一般就労への移行者数の目標を2人、就労移行支援事業からの一般就労移行者数の目標を1人、就労継続支援A型からの一般就労移行者数を1人、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を1人として、施設や就労支援相談員等と連携を図り、取り組みを進めていきます。

また、就労定着支援事業所を利用して一般就労した利用者の割合を100%、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めていませんが、障がい者にとって身近なサービス利用ができるように、サービス提供事業者の参入への促進を図ります。

##### 【目標値】

一般就労移行者数		就労移行支援事業からの一般就労移行者数		就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	
令和元年度	【目標値】 令和5年度	令和元年度	【目標値】 令和5年度	令和元年度	【目標値】 令和5年度
1人	2人	0人	1人	0人	1人
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数		就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合		就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和元年度	【目標値】 令和5年度	【目標値】 令和5年度		【目標値】 令和5年度	
0人	1人	100%		-	%

##### 【考え方】

一般就労移行者数	国の指針では、令和元年度実績の1.27倍以上の移行を目標とすることとするものです。
就労移行支援事業所からの一般就労移行者数	国の指針により、令和元年度実績の1.30倍以上の利用者数を目標とするものとされていますが、移行実績がないことから、目標値を1人とするものです。
就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	国の指針では、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とされていることから、一般就労2人に対して、就労定着支援事業利用者2人、100%を目標とするものです。
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	国の指針では、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とする目標とされていますが、町内に該当事業所がないことから、目標値は定めておりません。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援が適切に行われるためには、乳幼児期から学校卒業まで、支援が途切れることなく、円滑に引き継がれることが重要であり、そのためには、各期において、緊密な連携体制を図ることが必要です。

国の指針では、①児童発達支援センター ②保育所等訪問支援 ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 の設置等を進めることが基本とされています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域の8市町や、町内の児童が利用している二戸圏域の障がい児通所支援事業所等の関係機関と情報共有や連携を図り、設置に向けた取り組みを進めていきます。

### ① 児童発達支援センターの設置

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 ヲ所	サービス提供事業所等と単独設置に向けて検討します。 盛岡圏域8市町と調整の上、共同設置の可能性について検討をします。

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 ヲ所	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。

### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 ヲ所	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。

### ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 ヲ所	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。

### ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 ヲ所	盛岡圏域8市町で協議の場を設置済み。

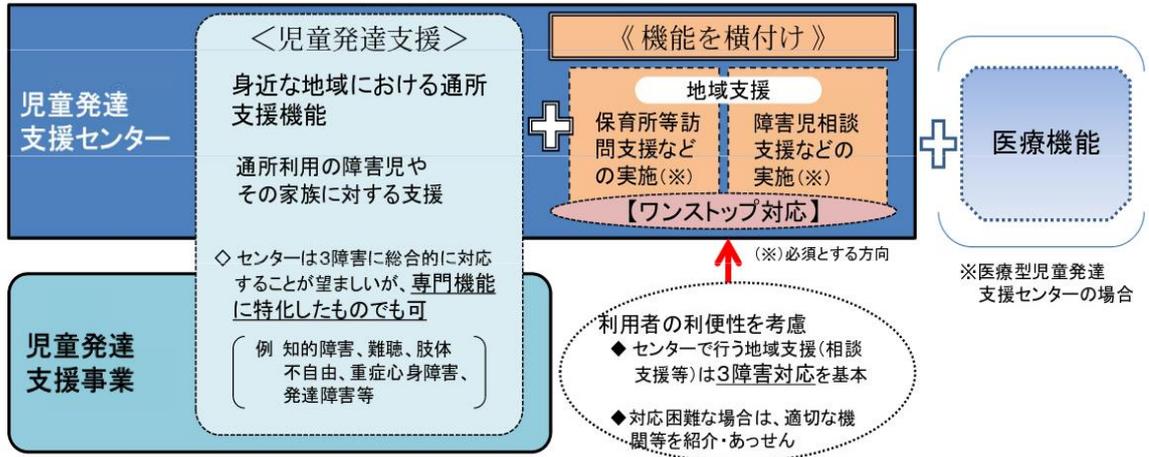
### ⑥ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

【目標値】 令和5年度末	目標値の設定にあたっての考え方
1 人	盛岡圏域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制を整えます。

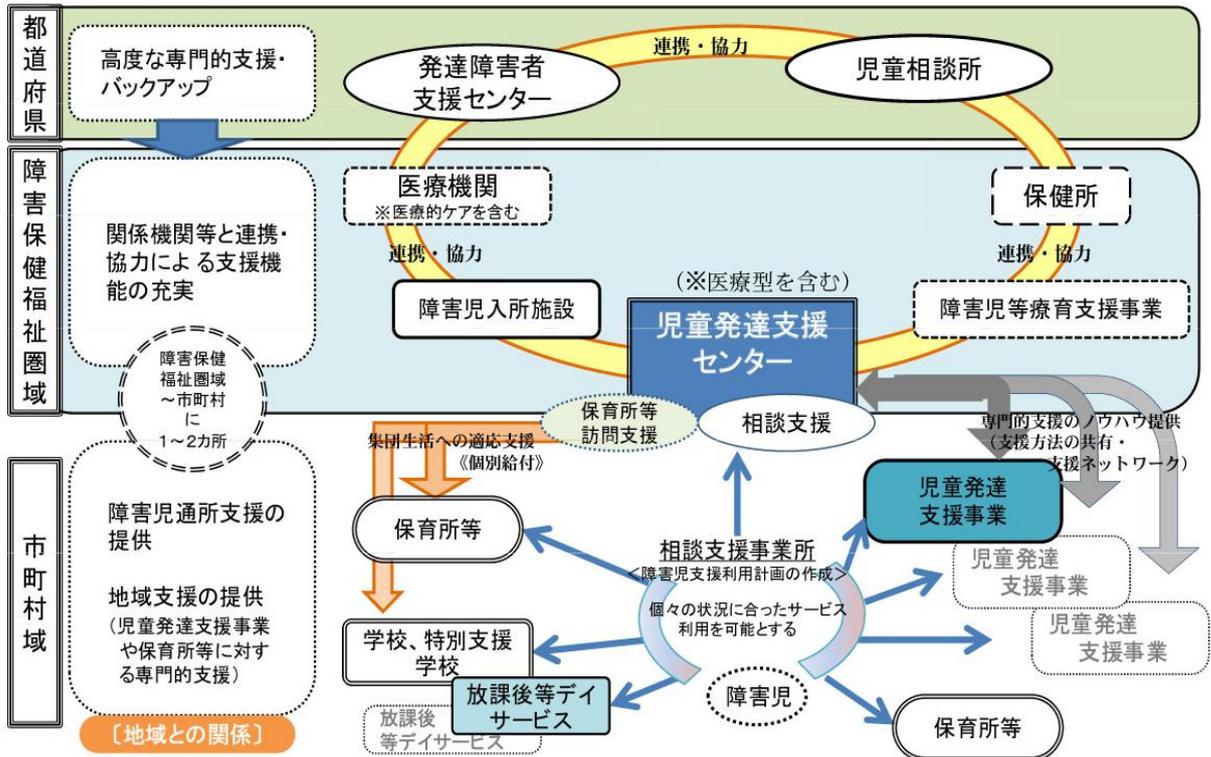
【参考】児童発達支援センターと事業について

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



【参考】児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ図



## 6 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の指針では、相談支援体制の充実・強化を図るため、各種ニーズに対応できる総合的・専門的な支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととされています。

町では、地域の現状や課題をもとに、盛岡圏域の8市町や関係機関と調整を図り、相談支援体制の充実を図ります。

## 【目標値】

項目		数値目標	目標値の設定にあたっての考え方
総合的・専門的な相談支援の有無		有	盛岡広域8市町及び関係機関と調整の上、支援体制の充実・強化を図ります。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

障がい福祉サービスが多様化する中、サービス利用者が真に必要とするサービスを提供していくため、県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析・活用することにより、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

## 【目標値】

項目	数値目標	目標値の設定にあたっての考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	盛岡広域8市町及び関係機関と調整の上、取り組みを進めます。
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	1回	

## 第2節 障がい福祉サービスの見込量及び確保策

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービスにおける種類ごとに必要な見込量及びその確保策については、次のとおりです。

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間	120	104	120	75	132	72	72	75	80
	人	10	11	10	10	11	11	11	12	12

#### 【現状と課題】

現在、訪問系サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護については、町内で2つの事業所がサービスを提供しています。

#### 【見込量の確保策】

- 三障がいのほか、発達障がい等の「障がいの特性」を理解したヘルパーの養成に努め、サービスの充実を図ります。
- 視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」及び行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために外出時等の支援する「行動援護」については引き続き、利用者のニーズ把握と、サービス提供事業者の参入への促進を図ります。

### 2 日中活動系サービス

#### (1) 生活介護

#### 【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
生活介護	日	630	693	630	726	651	714	714	714	735
	人	30	33	30	34	31	34	34	34	35

【現状と課題】

現在、町内に指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当生活介護を提供しています。また、町外に居住する施設入所者が利用しています。

【見込量の確保策】

- 町内の基準該当事業所等と連携し、引き続き見込量の確保を図ります。
- 町外施設については、利用者能力に応じた適正な日中活動系サービスが提供されるよう、必要に応じて就労支援事業などへの利用者の移行を促進します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自立訓練 (機能訓練)	日	-	-	-	-	10	-	-	-	10
	人	-	-	-	-	1	-	-	-	1

【現状と課題】

現在、町内に指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当自立訓練を提供しています。

【見込量の確保策】

- 施設や病院を退所・退院する人の身体的リハビリテーションのための利用などが見込まれます。
- 町内の基準該当事業所等と連携し、必要な見込量の確保を図ります。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自立訓練 (生活訓練)	日	5	4	5	55	10	15	20	20	20
	人	1	1	1	3	1	2	1	1	2

【現状と課題】

町内には指定事業所はありませんが、誠心会デイサービスセンターが基準該当自立訓練を提供しています。現在は、町外施設での利用があります。

【見込量の確保策】

- 施設や病院を退所・退院する人の地域移行のための生活訓練などが見込まれます。
- 町内の基準該当事業所等と連携し、必要な見込量の確保を図ります。

(4) 就労移行支援

【利用実績及び見込量】

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
就労移行支援	日	21	22	21	20	31	30	20	25	31
	人	1	1	1	1	2	2	2	2	2

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業所はありませんが、町外施設での利用実績があり、一般就労へ移行するケースもあります。今後、特別支援学校卒業者や一般就労を希望する新規利用者の利用などが見込まれます。

【見込量の確保策】

- 一般就労などを促進するために、事業者の確保及び障がい者に対する理解・啓発に努めます。
- 今後も引き続き、町内での新規事業者の参入や多機能型事業所への移行などを働きかけ、サービス提供基盤の確保と利用者の掘り起こしに努めます。

(5) 就労継続支援A型

【利用実績及び見込量】

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
就労継続支援(A型)	日	21	20	21	20	31	21	21	31	31
	人	1	1	1	1	2	1	1	2	2

**【現状と課題】**

現在、町内でのサービス提供事業所はありませんが、町外での利用があります。  
 今後、特別支援学校卒業者や一般就労を希望する新規利用者の利用などが見込まれます。

**【見込量の確保策】**

- 障がいのある人の能力に応じた就労支援を行うためには、事業者の確保及び就労支援相談員など、利用者と事業者を繋ぐための人材の育成や確保が必要です。
- 今後も引き続き、町内での新規事業者の参入や多機能型事業所への移行などを働きかけ、サービス提供基盤の確保と利用者の掘り起こしに努めます。

(6) 就労継続支援B型

**【利用実績及び見込量】**

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
就労継続支援 (B型)	日	650	472	670	445	690	570	610	650	690
	人	33	30	34	28	35	29	31	33	35

**【現状と課題】**

現在、町外施設での利用があるほか、町内では、すずらん工房がサービスを提供しています。利用者については、すずらん工房のほか、盛岡圏域や二戸圏域の事業所が中心となっています。

今後も利用者がその能力に応じて、サービスを受けることができるよう、すずらん工房や近隣市町村と連携を図る必要があります。

**【見込量の確保策】**

- 施設を退所した人や、精神科病院を退院した人及びデイケア利用者などの利用が見込まれます。
- 「すずらん工房」が令和5年度までに施設の新規建設を予定しており、就労環境の改善により新規利用者の増加等が見込まれます。
- 「すずらん工房」の新規商品の開発や施設外就労など、利用者の工賃アップに関する活動を支援し、町内におけるサービス提供基盤の安定と充実を図ります。
- 「葛巻町障害者就労施設等からの優先調達方針」に基づき、町内の障害者就労施設からの「物品・役務」等の調達を推進し、サービス提供基盤の安定を図ります。

(7) 就労定着支援

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
就労定着支援	人	—	—	—	1	—	2	2	2	2

【現状と課題】

施設入所から一般就労に移行した方が、町外の事業所を利用している状況です。

【見込量の確保策】

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の利用が見込まれるため、制度の周知に努めます。

(8) 療養介護

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
療養介護	人	4	4	4	4	4	4	4	4	

【現状と課題】

現在、国立花巻病院など、3つの重症心身障がい者（児）施設での利用がありますが、サービス提供できる施設（病院）が限られている状況です。

【見込量の確保策】

- 今後も重症心身障がい者（児）施設を利用している4人の利用が見込まれます。
- サービス提供できる施設（病院）が限られることから、岩手県と連携して、新規利用者のための仕組みづくりの検討を進めます。

(9) 短期入所

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
短期入所 （福祉型）	日	8	11	8	13	12	10	10	12	15
	人	2	2	2	2	3	2	2	3	3

## 【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
短期入所 (医療型)	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 【現状と課題】

現在、町内では誠心会ショートステイ事業所でサービスを提供しています。町外では、美空事業所（一戸町）での利用があります。

## 【見込量の確保策】

- 町内のサービス提供事業者と連携し、必要量の確保を図ります。
- グループホーム等の整備、人材等の確保に向けた具体的な検討・協議の場を設置するほか、町外施設等と情報共有を図りながら、空床利用を見込みます。

## 3 居住系サービス

## (1) 共同生活援助

## 【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
共同生活援助 (グループホーム)	人	24	23	25	22	26	22	21	22	23

## 【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はありませんが、町外での利用があります。今後は、在宅介護者の高齢化や介護者が亡くなり単身となった障がい者の利用及び地域移行を希望する施設入所者等の利用が見込まれます。

## 【見込量の確保策】

- 障がい者の地域生活を支援するために、グループホーム等の整備、人材等の確保に向けた具体的な検討・協議の場を設置するとともに、町内または近隣市町村の事業者へ継続した働きかけを行います。

(2) 自立生活援助

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自立生活援助	人	-	-	-	-	1	-	-	-	-

【現状と課題】

平成30年度から施行のサービスですが、現在の利用者はありません。

【見込量の確保策】

- 施設及びグループホームからアパートなど、単身生活を始める人に対するの利用が見込まれるため、制度の周知に努めます。

(3) 施設入所支援

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
施設入所支援	人	26	27	26	29	25	29	28	27	26

【現状と課題】

現在、町内でのサービス提供事業者はありませんが、町外での利用があります。

近隣施設では待機者が多く新規でのサービス利用が困難な状況となっています。

【見込量の確保策】

- 現在の利用状況及び地域移行を踏まえて利用者数を見込んでいます。
- 施設の情報収集や近隣市町村と連携し、入所希望者の待機時間の短縮を図ります。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

【利用実績及び見込量】

名称	単位	実績						見込量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
計画相談支援	人	8	11	8	11	9	8	8	8	9

**【現状と課題】**

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。利用者については、相談支援事業所ひこうせん（岩手町）や相談支援事業所むつび（一戸町）など、町外のサービス提供事業所を利用しています。

**【見込量の確保策】**

- サービス利用者のきめ細かい支援を図るために、盛岡広域圏または近隣市町村と連携して、事業者の確保を図ります。
- 相談支援事業所と連携して、サービス提供を進めます。
- 町内での事業所設置に向け、引き続き検討を行います。

(2) 地域移行支援

**【利用実績及び見込量】**

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
地域移行支援	人	1	-	1	-	1	-	1	1	1

**【現状と課題】**

現在、利用者はありません。また、サービスを提供できる事業所が県内でも限られている状況です。

**【見込量の確保策】**

- 施設や病院から地域移行する人の利用などが見込まれます。
- 近隣市町村、町外の入所施設、精神科病院等と連携して事業者の確保を図ります。

(3) 地域定着支援

**【利用実績及び見込量】**

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
地域定着支援	人	-	-	1	-	1	-	-	1	1

**【現状と課題】**

現在、利用者はありません。また、サービスを提供できる事業所が県内でも限られている状況です。

**【見込量の確保策】**

- 施設や病院から地域移行した人の地域生活定着のための利用などが見込まれます。
- 近隣市町村、町外の入所施設、精神科病院等と連携して事業者の確保を図ります。

### 第3節 障がい児サービスの見込量及び確保策

令和3年度から令和5年度までの障がい児サービスにおける種類ごとに必要な見込  
み量及びその確保策については、次のとおりです。

#### 1 障害児通所支援

- (1) 児童発達支援、医療型発達支援、放課後等デイサービス、  
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【利用実績及び見込量】

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
児童発達支援	日	10	15	6	3	6	2	4	6	6
	人	5	5	3	1	3	1	2	3	3
医療型 児童発達支援	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	日	35	34	35	23	49	28	28	28	28
	人	5	4	5	4	7	7	7	7	7
保育所等 訪問支援	日	5	1	5	1	5	5	5	5	5
	人	5	1	5	1	5	5	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—

**【現状と課題】**

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。町外施設（ゆいまある（一戸町）、発達支援センター風（二戸市））での利用があります。

また、町の単独事業として、発達障がい児療育支援事業を「発達支援センター風」に委託し、町内幼児が利用する保育所への訪問支援や家庭訪問のほか、3歳児健診での発達相談等を行っています。

**【見込量の確保策】**

- ゆいまある及び発達支援センター風と連携して、サービス提供の確保を図るとともに制度の周知に努めます。
- 身近な場所でサービスを利用できるよう、地域におけるサービス提供体制、人材等の確保について検討を行います。

(2) 障害児入所支援（実施主体は県）

障がいのある児童を入所させて、保護や日常生活に必要な訓練及び支援を行います。入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。

名 称	令和2年度末の利用者数
福祉型児童入所支援	2人
医療型児童入所支援	－人

(3) 障害児相談支援

**【利用実績及び見込量】**

名 称	単 位	実 績						見 込 量		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
障害児相談支援	人	3	3	3	3	4	3	3	4	

**【現状と課題】**

現在、町内でのサービス提供事業所はありません。利用者については、相談支援事業所むつび（一戸町）など、町外のサービス提供事業所を利用しています。

**【見込量の確保策】**

- サービス利用者のきめ細かい支援を図るために、盛岡広域圏または近隣市町村と連携して、事業者の確保を図ります。
- 相談支援事業所と連携して、サービス提供を進めます。
- 町内での事業所設置に向け、引き続き検討を行います。

(4) 発達障がい者（児）に対する支援

【見込量】

名 称	単位	見 込 量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	—	—	1
ペアレントメンターの人数	人	—	—	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	—	—	1

【見込量の確保策】

- 発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な支援ができるよう、体制確保に努めます。

## 第4節 地域生活支援事業の見込量及び確保策

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の実績及び見込量と確保策については、次のとおりです。

### 1 必須事業

【現状と課題（平成30年度から令和2年度までの事業実績）】

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
① 理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
② 自発的活動支援事業	有		有		有	
③ 相談支援事業	/		/		/	
ア 障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター	4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)	
イ 市町村相談支援機能強化事業	無		無		無	
ウ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
④ 成年後見制度利用支援事業	-		-		-	
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
⑥ 意思疎通支援事業	/		/		/	
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	-		-		-	
イ 手話通訳者設置事業	-		-		-	
⑦ 日常生活用具給付等事業	/		/		/	
ア 介護・訓練支援用具	0件		0件		0件	
イ 自立生活支援用具	0件		1件		0件	
ウ 在宅療養等支援用具	1件		2件		0件	
エ 情報・意思疎通支援用具	0件		0件		0件	
オ 排泄管理支援用具	145件		163件		170件	
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件		0件		1件	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	-		-		-	
⑨ 移動支援事業 (上段:「実利用者数」、 下段:「延べ利用時間数」)	4 272		5 376		6 265	
⑩ 地域活動支援センター	自町分	1 17	1 18	1 17	1 17	
	他市町村分	1 1	1 1	1 1	1 1	

**【理解促進研修・啓発事業】**

障がい者等の理解を深めるための研修を次のとおり実施しました。

年度	講演会・研修会の内容	参加者数
平成30年度	子ども福祉教室①(点字・手話教室)	19人
	子ども福祉教室②(点字教室)	8人
	発達障がいを理解するために私たちができること～就労支援の視点から～	86人
令和元年度	子ども福祉教室①(白杖体験)	9名
	子ども福祉教室②(白杖体験)	23名
	子ども福祉教室③(白杖体験)	7名
	子ども福祉教室④(車いす体験)	23名
令和2年度	子ども福祉教室①(白杖体験)	24名
	子ども福祉教室②(点字教室)	10名
	子ども福祉教室③(車いす体験)	20名

**【自発的活動支援事業】**

町社会福祉協議会に委託し、障がい者やその家族等による「三障がい交流会」を開催しました。

**【相談支援事業】**

現在、盛岡圏域内にある4つの相談支援事業所に委託しています。障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実が重要です。

また、基幹相談支援センターは、平成24年度から新たに制度化されましたが、現時点で設置には至っていません。一方、盛岡広域圏では、平成29年度に、盛岡市、紫波・矢巾2町共同による基幹相談支援センターが2箇所新設されており、引き続き、盛岡北部3市町及び近隣市町村と連携を図りながら、設置に向けた検討を進めます。

**【成年後見制度利用支援事業及び法人後見支援事業】**

現時点では利用実績はありません。親族のいない障がい者の制度利用支援等、障がいのある人の権利擁護を推進できるように制度の周知を進めます。

**【意思疎通支援事業】**

手話通訳者及び要約筆記者のコーディネート業務を岩手県立視聴覚障がい者情報センターに委託して実施しています。

**【日常生活用具給付等事業及び移動支援事業】**

障がいのある人のニーズに応じたサービスが利用できるよう制度の周知を進めます。

【地域活動支援センター】

町内では、「すずらん工房」がサービスを提供しており、趣味創作活動や社会参加活動などを行っています。

平成26年度からは、「地域活動支援センター強化事業」として、岩手県社会福祉事業団（中山の園）に委託し、地域活動支援センターの体制強化や利用者の相談業務に支援しています。

【見込量及びその確保策】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
① 理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
② 自発的活動支援事業	有		有		有	
③ 相談支援事業	/		/		/	
ア 障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター	4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)		4 (盛岡広域実施)	
イ 市町村相談支援機能強化事業	無		無		無	
ウ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
④ 成年後見制度利用支援事業	/		1		1	
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
⑥ 意思疎通支援事業	/		/		/	
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/		-		1	
イ 手話通訳者設置事業	-		-		-	
⑦ 日常生活用具給付等事業	/		/		/	
ア 介護・訓練支援用具	1件		1件		1件	
イ 自立生活支援用具	1件		1件		2件	
ウ 在宅療養等支援用具	2件		2件		2件	
エ 情報・意思疎通支援用具	1件		1件		1件	
オ 排泄管理支援用具	180件		180件		180件	
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	/		/		/	
⑨ 移動支援事業 (上段:「実利用者数」、 下段:「延べ利用時間数」)	6 250		7 270		7 270	
⑩ 地域活動支援センター	自町分	1 17	1 18	1 19	1 19	
	他市町村分	1 1	1 1	1 1	1 1	

**【理解促進研修・啓発事業】**

障がい者等に対する正しい知識と理解を深めるために、研修会の開催、広報、ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。

**【自発的活動支援事業】**

障がい者やその家族が行う交流活動や、地域住民や各団体が自発的に行う、障がい者に対するボランティア活動について支援します。

**【相談支援事業】**

今後も盛岡広域圏の構成市町や近隣市町村と連携して、必要な事業者や相談支援員を確保し、事業の充実を図っていきます。

基幹相談支援センターについては、引き続き、盛岡北部3市町及び近隣市町村と連携を図りながら、令和5年度の設置に向けた検討を進めます。

**【成年後見制度利用支援事業】**

親族のいない障がい者の制度利用支援や低所得者に対する助成を行い、障がいのある人の権利擁護を推進できるように制度の周知を進めます。

**【意思疎通支援事業】**

聴覚障がいのある人などの個々のニーズを把握し、きめ細かな広報、支援等に努めます。

**【日常生活用具給付等事業】**

障がいのある人の個々のニーズを適切に把握し、用具の利用を勧めます。特に視覚・聴覚障がい者が、地域で自立した生活ができるよう、自立支援用具や情報通信機器などの利用を促進します。

**【移動支援事業】**

障がいのある人の個々のニーズを的確に把握し、サービスの充実やサービス提供事業所の確保を図っていきます。

**【地域活動支援センター】**

引き続き、「すずらん工房」の活動を支援し、障がい者の趣味創作活動や社会参加活動などを促進します。

## 2 任意事業

## 【現状と課題（平成30年度から令和2年度までの事業実績）】

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
① 訪問入浴サービス事業	—	—	—	—	—	—
② 更生訓練費支給事業	—	—	—	—	—	—
③ 日中一時支援事業	2	2	1	1	1	1
④ 自動車免許取得改造助成事業	/	1	/	1	/	1
⑤ 生活サポート事業	—	—	—	—	—	—
⑥ 就職支度金支給事業	/	—	/	—	/	—

## 【訪問入浴サービス事業】

現在、町内で提供している事業所はありません。また、利用者もない状況です。

## 【日中一時支援事業】

現在、「ワークセンターむろおか（矢巾町）」でのサービス利用があります。

## 【見込量及び見込量の確保策】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
① 訪問入浴サービス事業	—	—	—	—	—	—
② 更生訓練費支給事業	—	—	1	1	1	1
③ 日中一時支援事業	2	2	3	3	3	4
④ 自動車免許取得改造助成事業	/	1	/	1	/	1
⑤ 生活サポート事業	1	—	1	—	1	1
⑥ 就職支度金支給事業	/	—	/	1	/	1

## 【更生訓練費支給事業及び就職支度金支給事業】

福祉施設利用者の就労訓練や実習、一般就労への移行費用などを助成し、障がい者の一般就労と地域移行を促進します。

## 【日中一時支援事業】

利用者のニーズに応じてサービス事業所の確保等を図ります。また、現在、町内に登録事業所がないことから、サービス提供事業所に働きかけを行います。

## 【自動車免許取得改造助成事業】

障がい者の運転免許取得や自動車改造費用の一部を助成することにより、自立と社会参加を促進します。

## 【生活サポート事業】

病気やけがなど、緊急時における地域生活の不安を取り除きます。

## 第5節 町の独自支援について

障がいのある方の日常生活を支援するために、町では引き続き、次の事業を実施するとともに、新たな事業の実施に向けた検討を行います。

### 1 障がい者等通院交通費助成事業（平成26年度から実施）

町外の医療機関で治療を受ける必要がある、病気や障がいのある方に通院交通費の一部を助成します。

対象者	葛巻町内に住所のある方で、次のいずれかに当てはまる方 ①人工透析患者等（特定疾病療養受療証を所持する方） ②精神科通院患者（自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する方） ③難病患者（特定疾患医療受給者証を所持する方）	
助成額	①バス等の公共交通機関を利用したとき	往復の運賃の2分の1
	②自家用車やタクシーを利用したとき	1kmあたり15円で計算した往復の額の2分の1

#### 【令和2年度の申請実績】

区 分	医療機関ごとの申請者数			
	盛岡方面	一戸方面	久慈方面	計
人工透析患者等	6人	2人	-人	8人
精神科通院患者	20人	26人	6人	52人
難病患者	11人	-人	1人	12人
計	37人	28人	7人	72人

### 2 地域安心生活支援員設置事業（平成25年度から実施）

地域で暮らす一人暮らしの高齢者などが、安心して暮らすことができるように、町内6地域に支援員を設置し、訪問等による見守りや相談支援等を行います。

また、平成29年度からは、「生活支援コーディネーター」を兼ねて活動しています。

対象者	①一人暮らしの高齢者の方 ②高齢者のみで暮らす方 ③病気や障がいのある方 ④地域や家族との交流が苦手な方
支援の内容	①「困りごと」や「心配ごと」などの聴き取り ②役場や関係機関への取り次ぎ ③地域の支援者等との連絡調整 ④資源開発及び生活支援のコーディネート

### 3 めくもり助成事業（平成 19 年度から実施）

低所得の「高齢者世帯」、「障がい者世帯」及び「ひとり親等の世帯」の冬期生活を支援するために、「くずまき商品券」を助成します。

対象世帯	葛巻町内に住所があり、住民税非課税世帯のうち、次のいずれかに当てはまる世帯 ①高齢者世帯 ・満65歳以上の人だけの世帯 ②障がい者世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を所持している人がある世帯 ・障害年金を受給している人がある世帯 ③ひとり親等の世帯 ・18歳未満の子を養育している母子、父子、65歳以上の祖父母がいる世帯
助成額	1世帯 8,000円分の「くずまき商品券」を助成します。 (町5,000円、町社協3,000円)

【令和2年度の助成実績】

区 分	高齢者世帯	障がい者世帯	ひとり親世帯	合 計
助成世帯数	539 世帯	53 世帯	11 世帯	603 世帯

### 4 自立支援給付等利用者負担助成事業（平成 24 年度から実施）

町内の就労継続支援B型事業所（すずらん工房）に通所する利用者のうち、配偶者の所得等により、利用者負担が発生する方について、その9割を助成し、社会参加や就労の継続を支援します。

令和2年度の助成対象者	2 人
-------------	-----

### 5 発達障がい児療育支援事業（平成 24 年度から実施）

発達面の支援が必要な未就学児及びその保護者に対して、専門的で継続した個別支援を行います。

内 容	発達支援センター風（二戸市）に事業を委託し、専門員が発達面のフォローが必要な未就学児に対して個別支援を行います。 【支援の内容】 ①3歳児健診発達支援相談 ②家庭訪問による支援 ③保護者支援 ④保育園、児童館での巡回個別支援 ⑤ケース会議（随時）
-----	---

6 水中運動教室「すてっぷクラス」事業（平成24年度から実施）

水泳に取り組む機会が少ない「知的障がい」や「発達障がい」等を持つ児童に対して、「水中運動教室」を開催し、①水泳を学ぶ機会 ②水に親しむ機会 を提供し、健康増進とスポーツの普及を図ります。

内 容	水中運動教室（葛巻小屋内プール）の開催 全7回（7月～10月、日曜日の開催）
-----	---

7 特別支援学校等通学通所支援事業（平成29年度から実施）

町外の特別支援学校（一戸町奥中山地区）に通学する児童生徒や障がい福祉サービス事業所への自力での通所が困難な障がい者に対して通学通所バスを運行し、移動手段の確保と子育て世帯の送迎負担の軽減を図ります。

令和2年度の利用者	3 人
-----------	-----

8 高齢者等外出支援事業（平成29年度から実施）

在宅生活を送っている75歳以上の高齢者及び重度の障がい者に対して、町内でタクシーを利用したときに、タクシー料金の一部を助成します。

対象者	葛巻町内に住所のある方で、在宅生活を送っている高齢者及び障がい者で、次のいずれかに当てはまる方 ①75歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方 ③身体障害者手帳3級から6級の交付を受けている方で、「視覚」、「下肢」、「体幹」のいずれかに障がいのある方 ④療育手帳の交付を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方 ⑥運転免許証を自主的に返納した方	
助成額	①利用料金が、1,000円以上、5,000円以下の場合	利用料金の2分の1 （10円未満の端数切捨て）
	②利用料金が、5,000円を超え、7,500円以下の場合	利用料金から2,500円を差し引いた額
	③利用料金が、7,500円を超える場合	5,000円

9 障がい者職場実習事業（平成29年度から実施）

障がい者の雇用機会を促進するため、町内に居住する障がい者の職場実習を受け入れた町内事業者に対して補助金を交付します。

内 容	障がい者の職場実習を5日以上受け入れた事業者に対して、1件につき2万円を上限に交付します。
-----	---

10 障がい福祉ガイドブックの活用

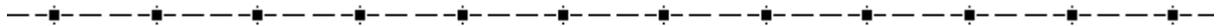
平成 30 年度に作成した障がい者福祉施策や各種支援・助成制度などの情報をまとめた「障がい福祉ガイドブック」を、情報を随時更新しながら活用します。

11 障がい者等の緊急時の受入支援体制の構築に向けた検討

障がい福祉サービス等を利用していない、障がいのある方が、その家族や支援者が病気や急用などで、短期間の入所が必要となった場合の受け入れ体制の確保に向けて、制度設計及び実施に向けて検討します。



# 資料編



- ◇ 葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱
- ◇ 葛巻町障害者福祉計画策定委員会委員名簿
- ◇ 町内の社会資源の状況
- ◇ 障がい者福祉アンケート調査結果について



## 葛巻町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1 葛巻町障害者福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、葛巻町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

### (組織)

第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他、障害者福祉の推進のために必要と認められた者

### (任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

## 葛巻町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属 団 体	役 職	氏 名	備 考
関係団体等の代表者	葛巻町身体障害者福祉協議会	監 事	下 村 美和子	身体障害者相談員
	葛巻町手をつなぐ親の会	会 長	長 岡 啓 子	知的障害者相談員
	葛巻町精神障害者家族会 しらかば会	会 長	橋 本 政 市	
	社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会	会 長	辰 柳 敬 一	副委員長
	葛巻町民生児童委員協議会	副会長	深 澤 進	
識見を有する者	相談支援事業所「ひこうせん」	相談支援員	佐 藤 潤	
	カナンの園生活支援センター	センター長	浅 沼 俊 一	
	医療機関（西島医院）	院 長	西 島 康 之	委員長
その他障がい福祉の 推進に必要と認めら れる者	はんぶんこの会	会 長	天 摩 昭一郎	
	社会福祉法人誠心会 介護保険事業センター	居宅支援 室 長	川 戸 尚 子	
	医療法人敬仁会 アットホームくずまき 居宅介護支援事業	管理者兼 主任介護 支援専門員	遠 藤 宏 尚	
	指定障害者福祉サービス事業所 すずらん工房	所 長	藤 岡 徹	
	障がい児サークル「すてっぷ」	会 員	千 葉 幸 子	

## 町内の社会資源の状況（令和3年3月1日現在）

## 1 障がい福祉サービス事業者

## (1) 障がい福祉サービス

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
誠心会ホームヘルパーステーション	指定居宅介護 指定重度訪問介護 指定行動援護	—	葛巻 7-104-2 電話 66-3010
J A ライフサポート葛巻指定障害福祉サービス事業所	指定居宅介護 指定重度訪問介護	—	葛巻 9-35-7 電話 66-2030
誠心会葛巻デイサービスセンター	基準該当生活介護 基準該当自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	4人	葛巻 7-104-2 電話 66-3010
誠心会ショートステイ事業所	指定短期入所	—	葛巻 7-104-2 電話 66-2100
すずらん工房	指定就労継続支援B型事業所	15人	葛巻 20-18-4 電話 66-2863

## (2) 地域生活支援事業

## 【移動支援事業所】

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
誠心会ホームヘルパーステーション	外出のための個別支援	—	葛巻 7-104-2 電話 66-3010
J A ライフサポート葛巻指定障害福祉サービス事業所	外出のための個別支援	—	葛巻 9-35-7 電話 66-2030

## 【地域活動支援センター】

事業所名	提供サービス	定員	事業所連絡先
地域活動支援センター すずらん工房	創作活動、社会との交流 活動など	25人	葛巻 20-18-4 電話 66-2863

## 2 NPO団体（現在休止中）

## 【小規模作業所】

事業所名	活動内容	定員	事業所連絡先
特定非営利活動法人ほほえみ クラブ 福祉作業所ゆう遊	就労活動、交流活動など	15人	葛巻 18-16-3 電話 66-2541

## 3 当事者団体等

団体名等	会員数	主な活動
葛巻町身体障害者福祉協議会  <事務局> 町社会福祉協議会内	23人	① 会員の研修旅行 ② 岩手紫波地区身体障がい者体育大会への参加 ③ 岩手県障がい者スポーツ大会への参加 ④ 会員相互の親睦交流 ⑤ 町民祭への参加 ⑥ 県身障協事業への参加 ⑦ 会員拡大活動等
葛巻町手をつなぐ親の会  <事務局> 町社会福祉協議会内	5人	① 親子研修旅行(レクリエーション) ② 研修会並びに大会参加 ③ 岩手県障がい者スポーツ大会への参加 ④ ふれあい親子運動会参加 ⑤ 勉強会開催 ⑥ 会員拡大活動等
葛巻町精神障害者家族会 しらかば会  <事務局> 役場健康福祉課内	13人	① 研修会並びに大会参加 ② 家族交流会の実施 ③ 勉強会開催 ④ 会員拡大活動等

## 4 ボランティア団体

団体名称	結成年次	会員	活動内容
ボランティア愛	昭和 55 年	44 人	配食サービス（調理、宅配） 独居高齢者のつどい・その他
葛巻町食生活改善推進員協 議会	昭和 59 年	85 人	配食サービス
外出支援ボランティア	平成 13 年	6 人	外出支援（運転、介助）
いきいきシルバー人材セン ター	平成 13 年	28 人	勤労奉仕
精神保健ボランティア 「はんぶんこ」	平成 13 年	16 人	デイケア（精神障がい社会復帰活動 事業）活動支援
自殺予防地域活動サポータ ー「みんなの話」	平成 22 年	19 人	地域での自殺予防活動・啓発活動
個人登録者		38 人	

資料：町社会福祉協議会  
町健康福祉課

## 障がい者福祉アンケート調査結果について

### 1 調査の実施概要

#### (4) 調査の名称

「福祉に関するアンケート調査」

#### (5) 調査の目的

葛巻町障がい福祉計画の見直しにあたり、基礎資料を得るため、生活実態、福祉サービスへの意見・要望について、対象者に対してアンケート調査を実施しました。

#### (6) 調査の対象

① 障がい者手帳等を所持している方で、75歳以下の方。

(ただし、障害福祉サービス利用者については、年齢制限は設けない。)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・特定疾患受給者証所持者（災害時等の個人情報提供の同意をしている方。)

#### (4) 調査の方法

アンケート調査票を郵送により配布、回収しました（無記名回答）。

#### (5) 調査の時期

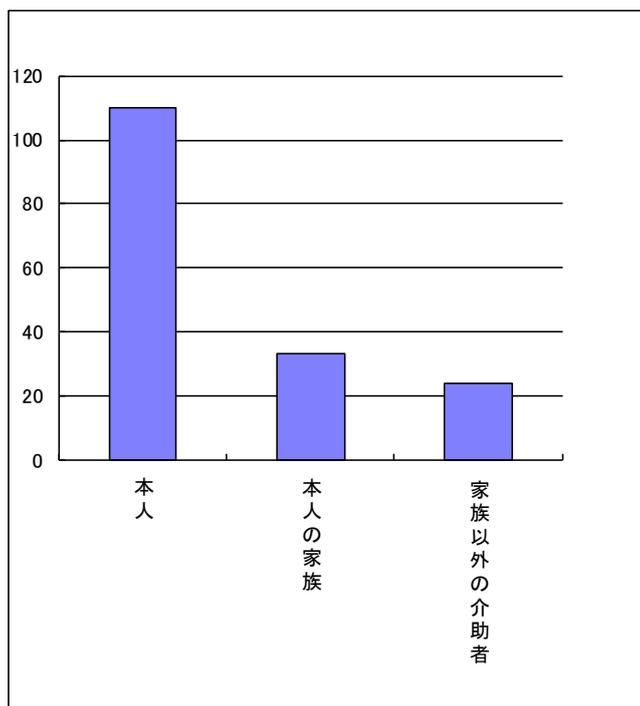
令和2年10月～令和2年11月

### 2 回収結果及び回答率

	対象者	回答者	回答率
身体障がい者	157	113	72.0%
知的障がい者	69	38	55.1%
精神障がい者	53	20	37.7%
難病患者	33	12	36.4%
合計	312	183	58.7%

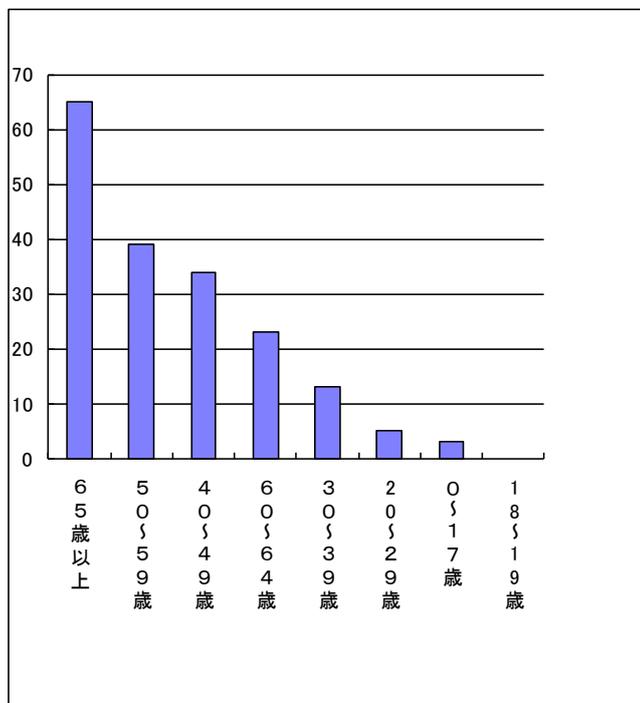
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
本人	110	65.9%
本人の家族	33	19.8%
家族以外の介助者	24	14.4%
無回答	16	-
合計	183	100.0%



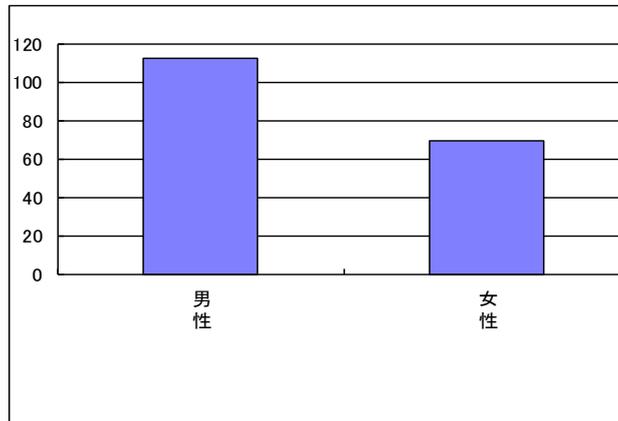
問2 あなたの年齢をお答えください。

選択項目	人数	構成比
65歳以上	65	35.7%
50～59歳	39	21.4%
40～49歳	34	18.7%
60～64歳	23	12.6%
30～39歳	13	7.1%
20～29歳	5	2.7%
0～17歳	3	1.6%
18～19歳	0	0.0%
無回答	1	-
合計	183	100.0%



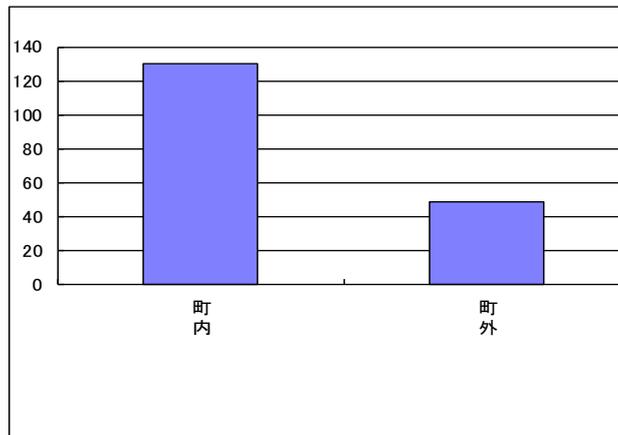
問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
男性	113	61.7%
女性	70	38.3%
無回答	0	-
合計	183	100.0%



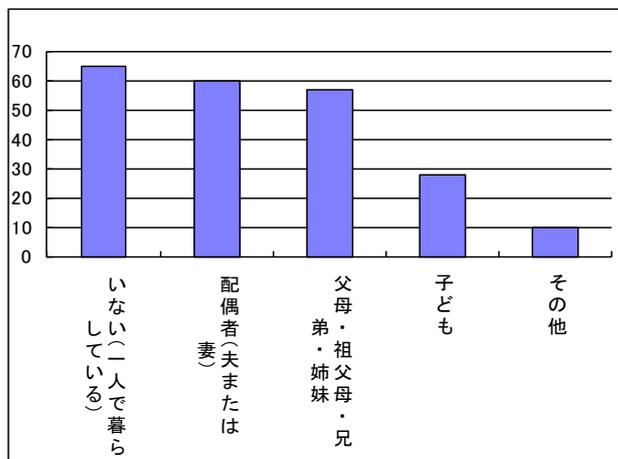
問4 あなたがお住いの地域はどこですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
町内	130	72.6%
町外	49	27.4%
無回答	4	-
合計	183	100.0%



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。  
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
いない(一人で暮らしている)	65	29.5%
配偶者(夫または妻)	60	27.3%
父母・祖父母・兄弟・姉妹	57	25.9%
子ども	28	12.7%
その他	10	4.5%
無回答	1	-
合計	221	100.0%



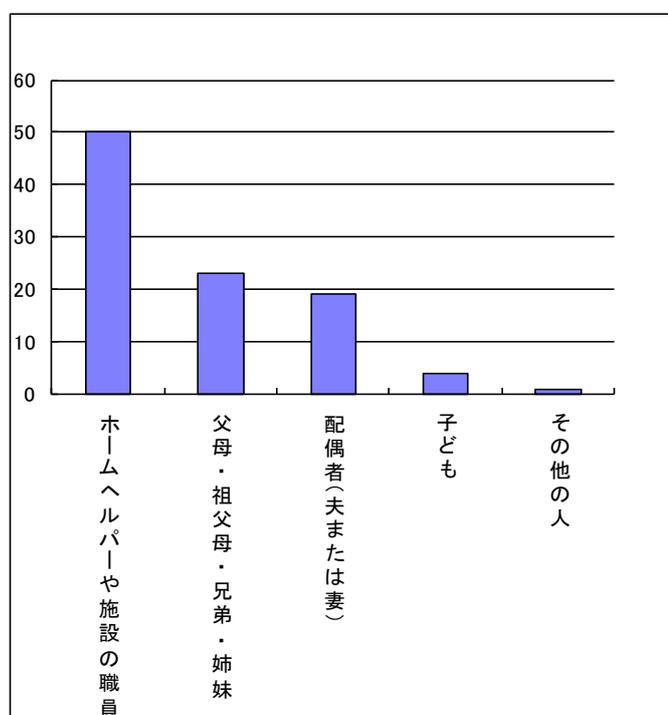
問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	ひとりでできる		一部介助が必要		全部介助が必要		無回答		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
①食事	143	78.1%	22	12.0%	12	6.6%	6	3.3%	183	100.0%
②トイレ	143	78.1%	16	8.7%	18	9.8%	6	3.3%	183	100.0%
③入浴	121	66.1%	29	15.8%	26	14.2%	7	3.8%	183	100.0%
④衣服の着脱	137	74.9%	22	12.0%	17	9.3%	7	3.8%	183	100.0%
⑤身だしなみ	128	69.9%	27	14.8%	20	10.9%	8	4.4%	183	100.0%
⑥家の中の移動	141	77.0%	23	12.6%	13	7.1%	6	3.3%	183	100.0%
⑦外出	107	58.5%	30	16.4%	36	19.7%	10	5.5%	183	100.0%
⑧家族以外の人との意思疎通	119	65.0%	31	16.9%	23	12.6%	10	5.5%	183	100.0%
⑨お金の管理	119	65.0%	31	16.9%	23	12.6%	10	5.5%	183	100.0%
⑩薬の管理	108	59.0%	26	14.2%	41	22.4%	8	4.4%	183	100.0%

(問6で「一部介助が必要」又は「全介助が必要」と答えた方)

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
ホームヘルパーや施設の職員	50	51.5%
父母・祖父母・兄弟・姉妹	23	23.7%
配偶者(夫または妻)	19	19.6%
子ども	4	4.1%
その他の人	1	1.0%
無回答	91	-
合計	188	100.0%



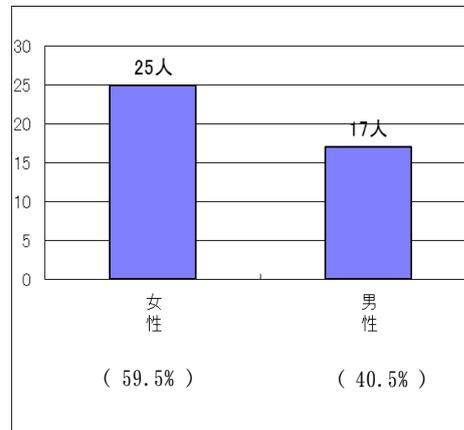
(問7で1.~3.を答えた方)

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（令和2年10月1日現在）

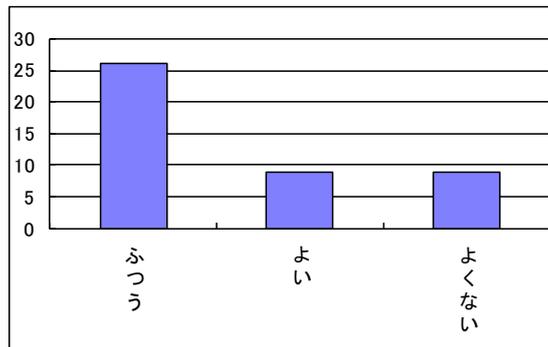
選択項目	人数	構成比
65歳以上	19	43.2%
50～59歳	10	22.7%
40～49歳	4	9.1%
60～64歳	10	22.7%
30～39歳	1	2.3%
20～29歳	0	0.0%
0～17歳	0	0.0%
18～19歳	0	0.0%
無回答	4	-
合計	48	100.0%

②性別（○は1つだけ）



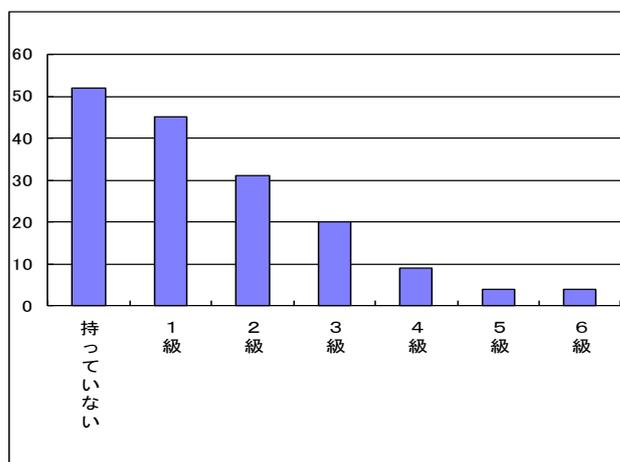
③健康状態（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
ふつう	26	59.1%
よい	9	20.5%
よくない	9	20.5%
無回答	139	-
合計	183	100.0%



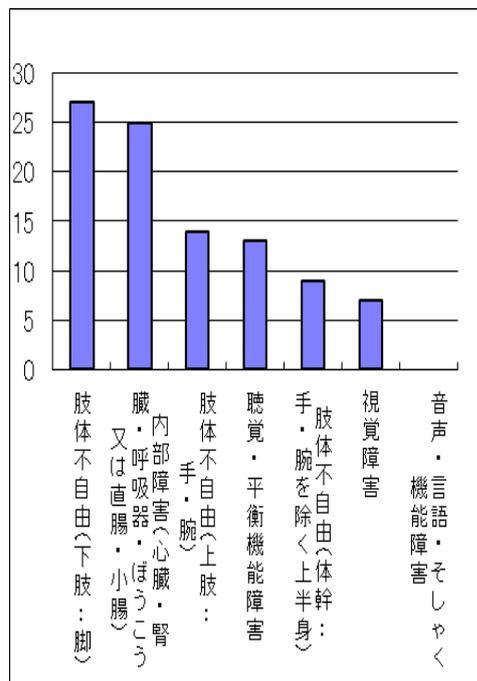
問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
持っていない	52	31.5%
1級	45	27.3%
2級	31	18.8%
3級	20	12.1%
4級	9	5.5%
5級	4	2.4%
6級	4	2.4%
無回答	18	-
合計	183	100.0%



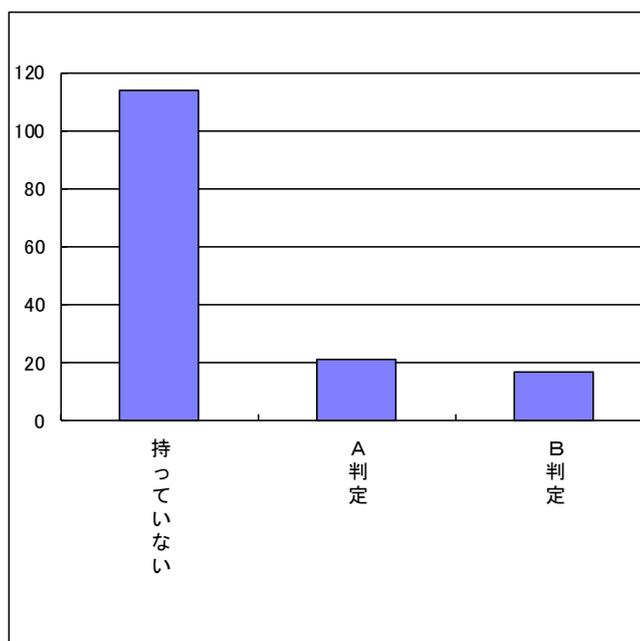
問 10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。  
(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
肢体不自由(下肢:脚)	27	28.4%
内部障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸)	25	26.3%
肢体不自由(上肢:手・腕)	14	14.7%
聴覚・平衡機能障害	13	13.7%
視覚障害	7	7.4%
肢体不自由 (体幹:手・腕を除く上半 身)	9	9.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%
無回答	88	-
合計	183	100.0%



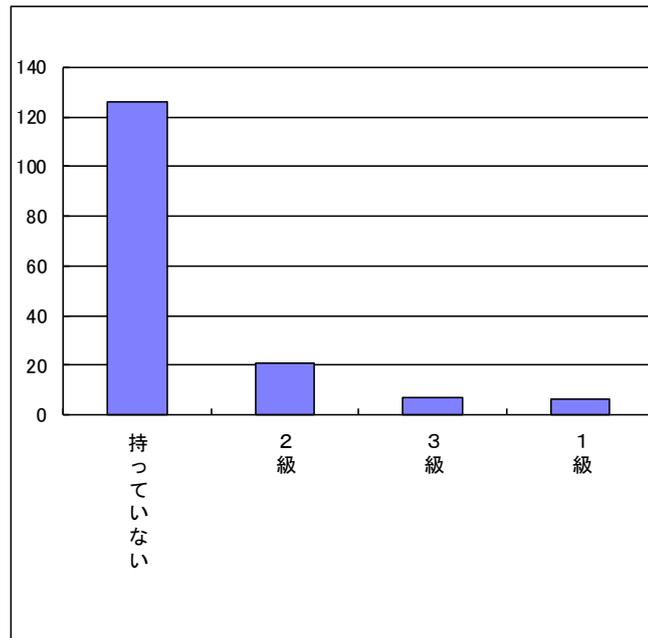
問 11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
持っていない	114	75.0%
A判定	21	13.8%
B判定	17	11.2%
無回答	31	-
合計	183	100.0%



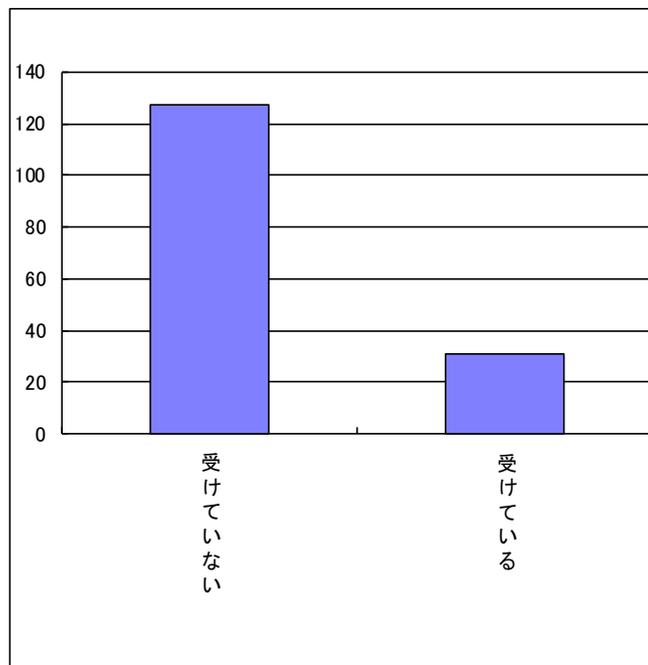
問 12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
持っていない	126	78.8%
2級	21	13.1%
3級	7	4.4%
1級	6	3.8%
無回答	23	-
合計	183	100.0%



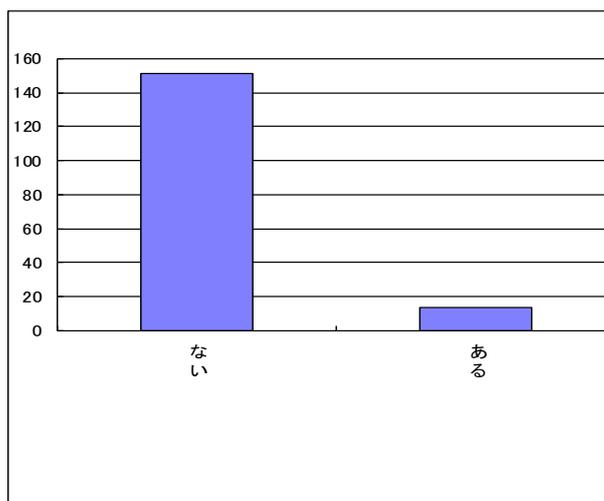
問 13 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
受けていない	127	80.4%
受けている	31	19.6%
無回答	25	-
合計	183	100.0%



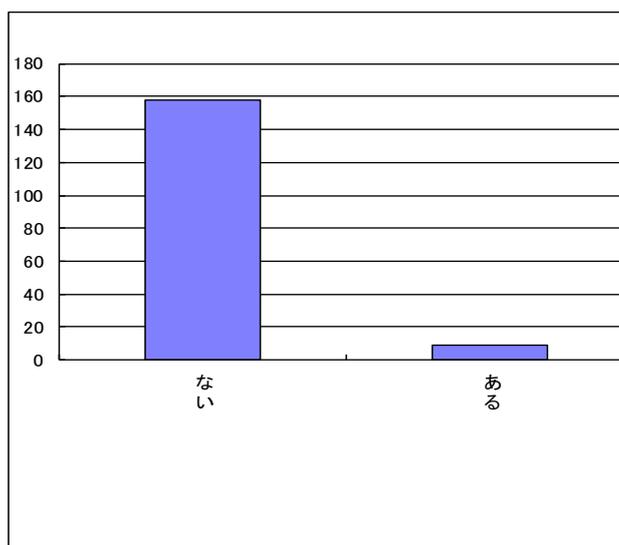
問 14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
ない	151	91.5%
ある	14	8.5%
無回答	18	-
合計	183	100.0%



問 15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。  
(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
ない	158	94.6%
ある	9	5.4%
無回答	16	-
合計	183	100.0%



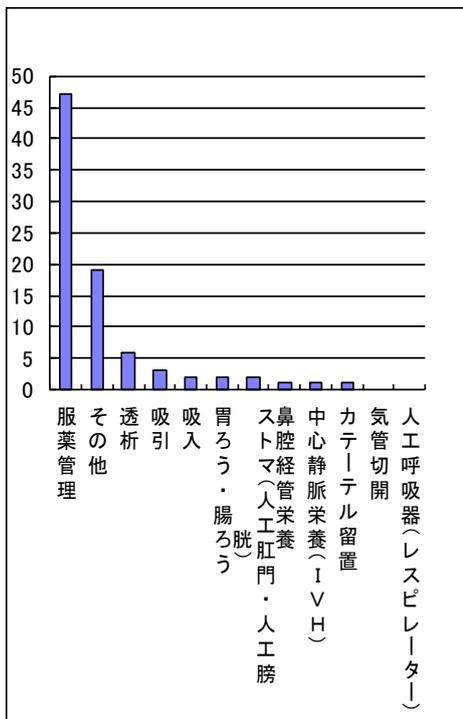
問 16 問 15 で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。  
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
肢体不自由（下肢:脚）	5	20.8%
肢体不自由（上肢:手・腕）	5	20.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	3	12.5%
視覚障害	3	12.5%
聴覚・平衡機能障害	3	12.5%

選択項目	人数	構成比
肢体不自由（体幹：手・腕を除く上半身）	3	12.5%
内部障害	2	8.3%
合計	24	100.0%

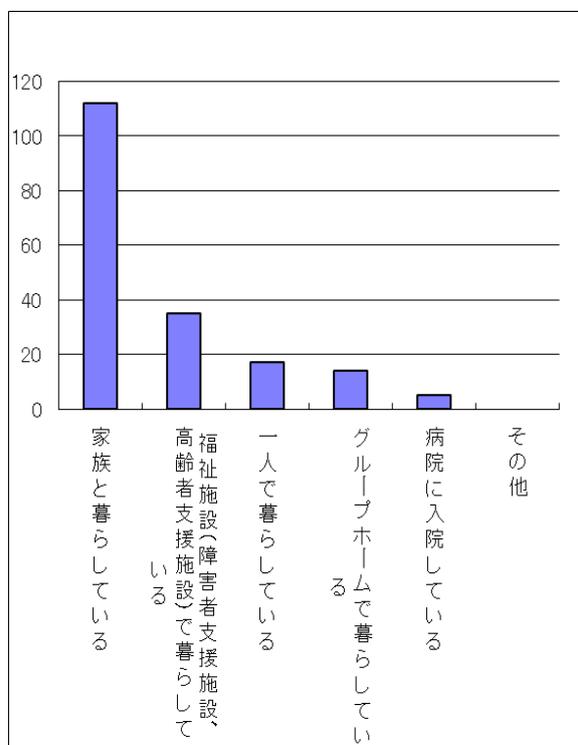
問 17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。  
 (あてはまるものにすべてに○)

選択項目	人数	構成比
服薬管理	47	56.0%
その他	19	22.6%
透析	6	7.1%
吸引	3	3.6%
吸入	2	2.4%
胃ろう・腸ろう	2	2.4%
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	2	2.4%
鼻腔経管栄養	1	1.2%
中心静脈栄養(IVH)	1	1.2%
カテーテル留置	1	1.2%
気管切開	0	0.0%
人工呼吸器(レスピレーター)	0	0.0%
無回答	110	-
<b>合計</b>	<b>194</b>	<b>100.0%</b>



問 18 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

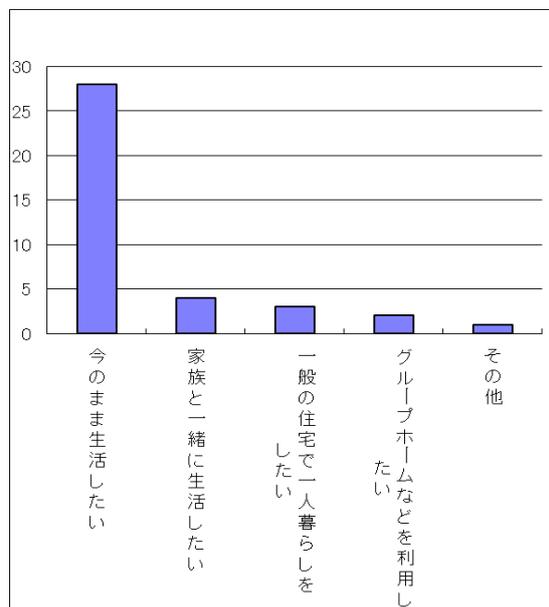
選択項目	人数	構成比
家族と暮らしている	112	61.2%
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	35	19.1%
一人で暮らしている	17	9.3%
グループホームで暮らしている	14	7.7%
病院に入院している	5	2.7%
その他	0	0.0%
無回答	0	-
<b>合計</b>	<b>183</b>	<b>100.0%</b>



(問 19 は、問 18 で「4. 福祉施設」又は「5. 病院に入院」を選択した場合にお答えください。)

問 19 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

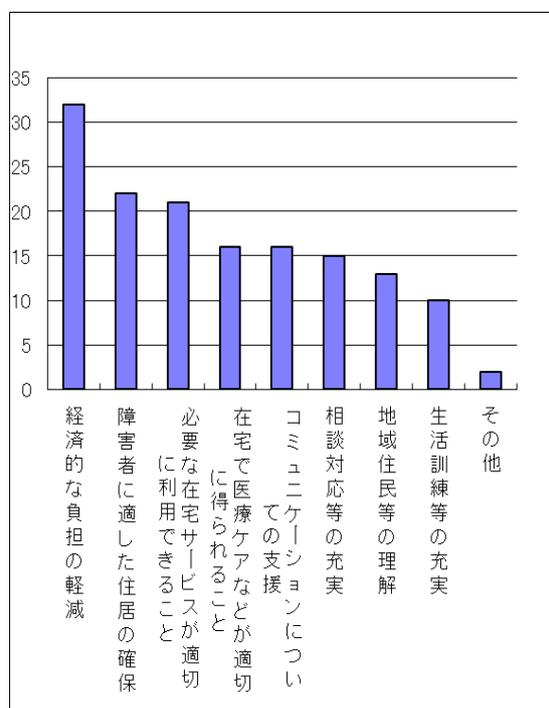
選択項目	人数	構成比
今のまま生活したい	28	73.7%
家族と一緒に生活したい	4	10.5%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	3	7.9%
グループホームなどを利用したい	2	5.3%
その他	1	2.6%
無回答	2	-
合計	40	100.0%



(問 20 は、問 18 で「4. 福祉施設」又は「5. 病院に入院」を選択した場合にお答えください。)

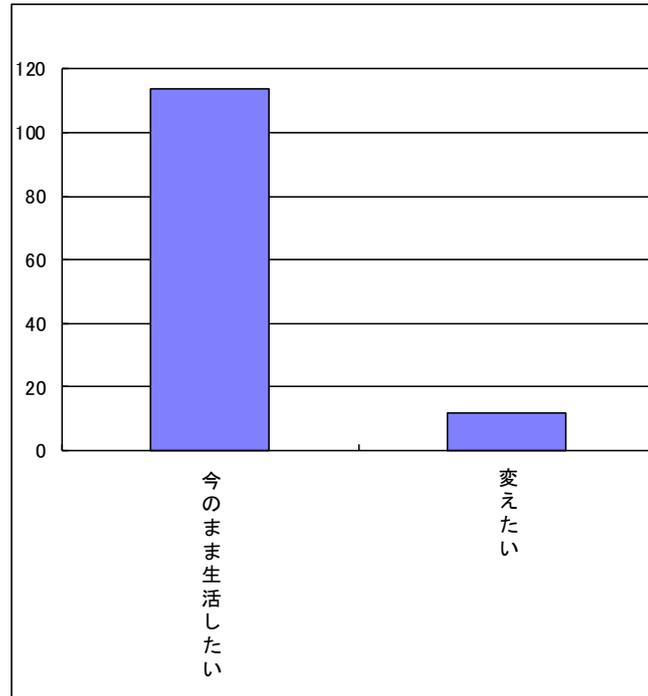
問 20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
経済的な負担の軽減	32	21.8%
障害者に適した住居の確保	22	15.0%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	21	14.3%
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	16	10.9%
コミュニケーションについての支援	16	10.9%
相談対応等の充実	15	10.2%
地域住民等の理解	13	8.8%
生活訓練等の充実	10	6.8%
その他	2	1.4%
無回答	137	-
合計	284	100.0%



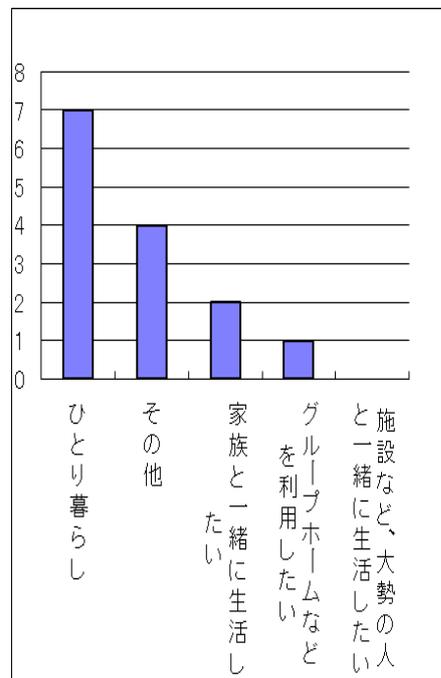
問 21 あなたは今の暮らし方を続けたいですか。また、変えたい場合は、どのような暮らし方をしたいですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
今のまま生活したい	114	90.5%
変えたい	12	9.5%
無回答	57	-
合計	183	100.0%



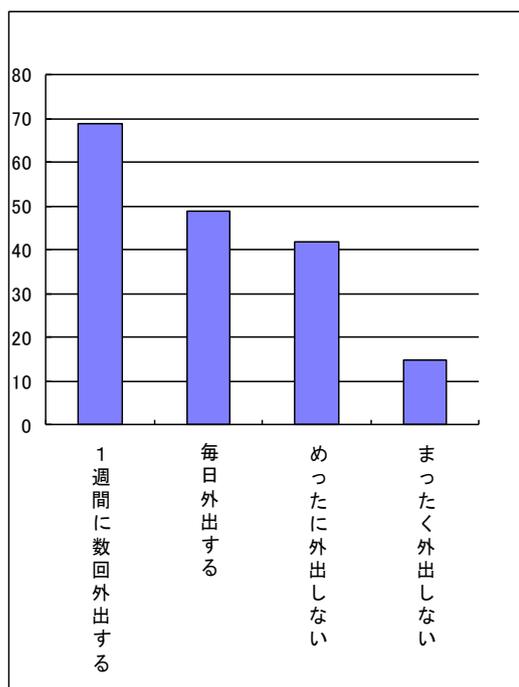
問 21-1 どのような暮らし方をしたいですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
ひとり暮らし	7	50.0%
その他	4	28.6%
家族と一緒に生活したい	2	14.3%
グループホームなどを利用したい	1	7.1%
施設など、大勢の人と一緒に生活したい	0	0.0%
無回答	169	-
合計	183	100.0%



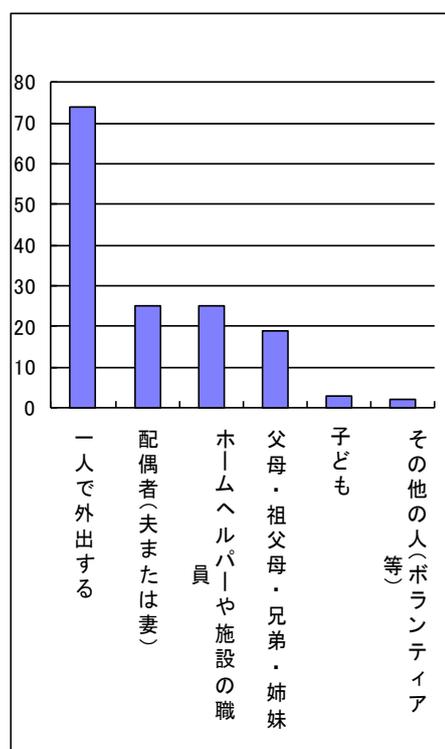
問 22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
1週間に数回外出する	69	39.4%
毎日外出する	49	28.0%
めったに外出しない	42	24.0%
まったく外出しない	15	8.6%
無回答	8	-
<b>合計</b>	<b>183</b>	<b>100.0%</b>



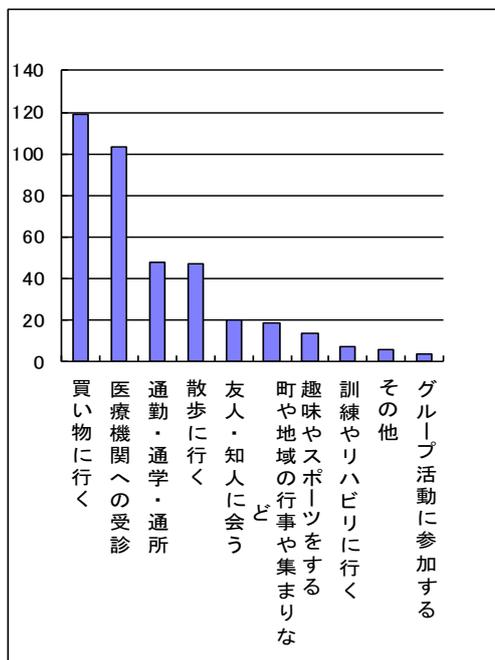
問 23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
一人で外出する	74	50.0%
配偶者(夫または妻)	25	16.9%
ホームヘルパーや施設の職員	25	16.9%
父母・祖父母・兄弟・姉妹	19	12.8%
子ども	3	2.0%
その他の人(ボランティア等)	2	1.4%
無回答	35	-
<b>合計</b>	<b>183</b>	<b>100.0%</b>



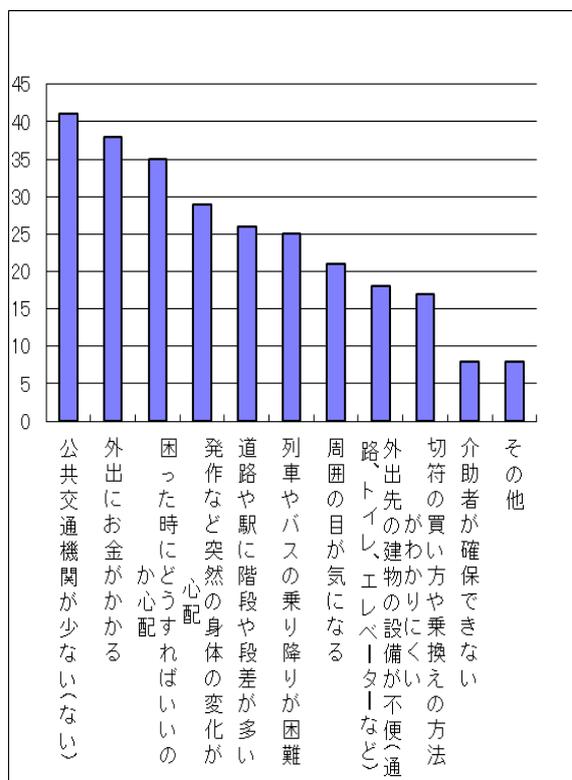
問 24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。  
 (あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
買い物に行く	119	30.7%
医療機関への受診	103	26.6%
通勤・通学・通所	48	12.4%
散歩に行く	47	12.1%
友人・知人に会う	20	5.2%
町や地域の行事や集まりなど	19	4.9%
趣味やスポーツをする	14	3.6%
訓練やリハビリに行く	7	1.8%
その他	6	1.6%
グループ活動に参加する	4	1.0%
無回答	20	-
合計	407	100.0%



問 25 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

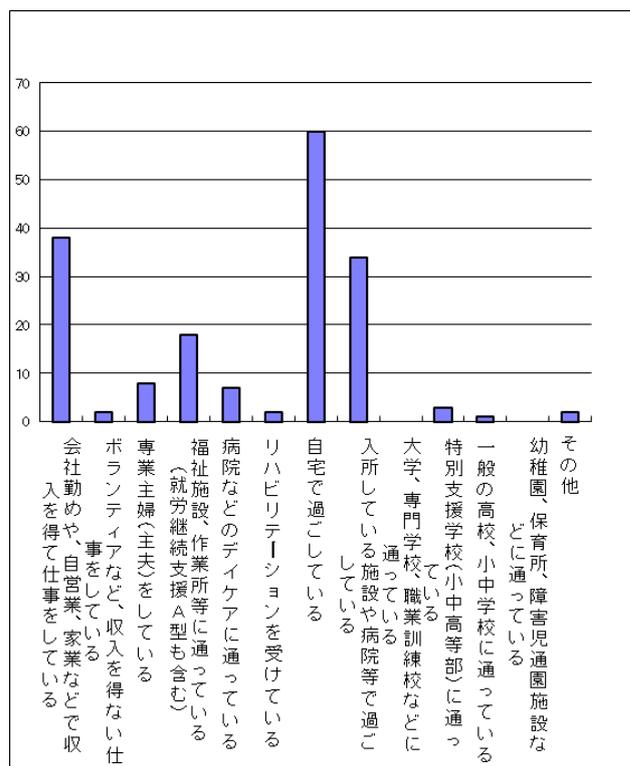
選択項目	人数	構成比
公共交通機関が少ない(ない)	41	15.4%
外出にお金がかかる	38	14.3%
困った時にどうすればいいの か心配	35	13.2%
発作など突然の身体の変化が 心配	29	10.9%
道路や駅に階段や段差が多い	26	9.8%
列車やバスの乗り降りが困難	25	9.4%
周囲の目が気になる	21	7.9%
外出先の建物の設備が不便(通 路、トイレ、エレベーターなど)	18	6.8%
切符の買い方や乗換えの方法 がわかりにくい	17	6.4%
介助者が確保できない	8	3.0%
その他	8	3.0%
無回答	57	-
合計	323	100.0%



問 26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	38	21.7%
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2	1.1%
専業主婦（主夫）をしている	8	4.6%
福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	18	10.3%
病院などのデイケアに通っている	7	4.0%
リハビリテーションを受けている	2	1.1%
自宅で過ごしている	60	34.3%
入所している施設や病院等で過ごしている	34	19.4%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0%
特別支援学校（小中高等部）に通っている	3	1.7%
一般の高校、小中学校に通っている	1	0.6%
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0	0.0%
その他	2	1.1%
無回答	8	-
合 計	183	100.0%

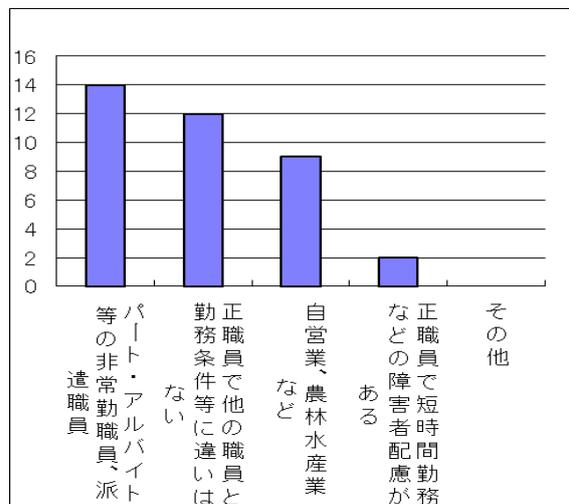


※「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」、「幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている」については、回答者はありません。

(問 26 で、「1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した場合にお答えください。)

問 27 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

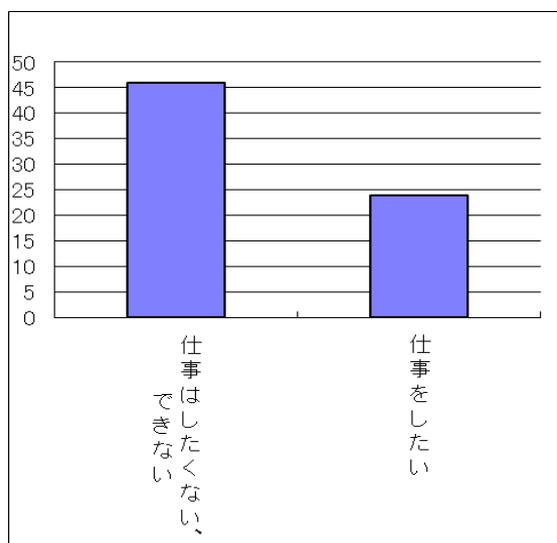
選択項目	人数	構成比
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	14	37.8%
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	12	32.4%
自営業、農林水産業など	9	24.3%
正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	2	5.4%
その他	0	0.0%
無回答	1	-
合 計	38	100.0%



(問 26 で、「1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した 18～64 歳の方にお聞きします。)

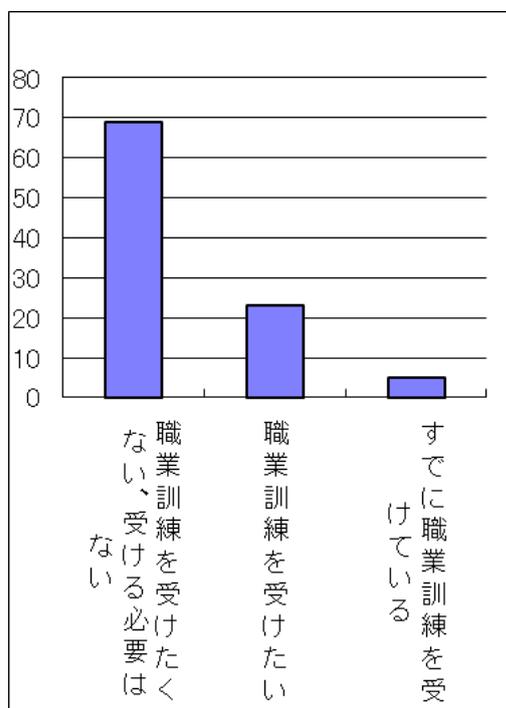
問 28 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は 1 つだけ)

選択項目	人数	構成比
仕事はしたくない、できない	46	65.7%
仕事をしたい	24	34.3%
合 計	70	100.0%



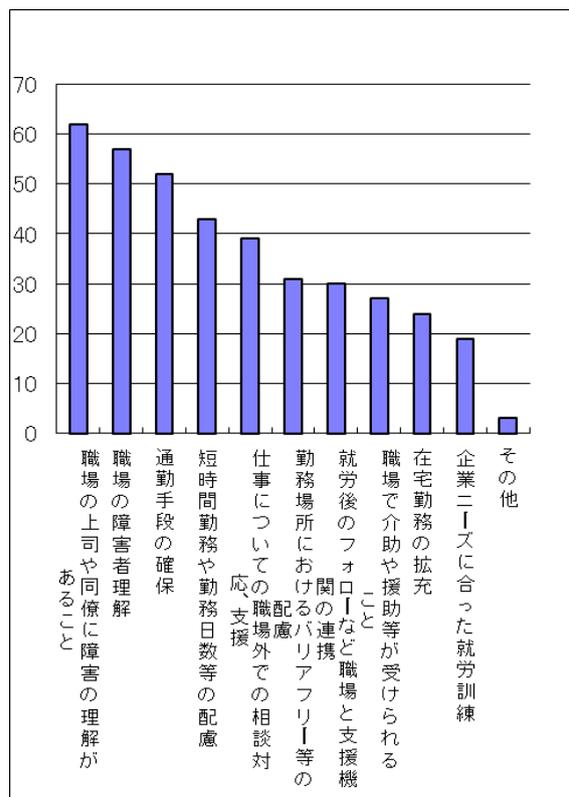
問 29 収入を得る仕事を得るために、職業訓練を受けたいと思いますか。(○は 1 つだけ)

選択項目	人数	構成比
職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	69	71.1%
職業訓練を受けたい	23	23.7%
すでに職業訓練を受けている	5	5.2%
無回答	86	-
合 計	183	100.0%



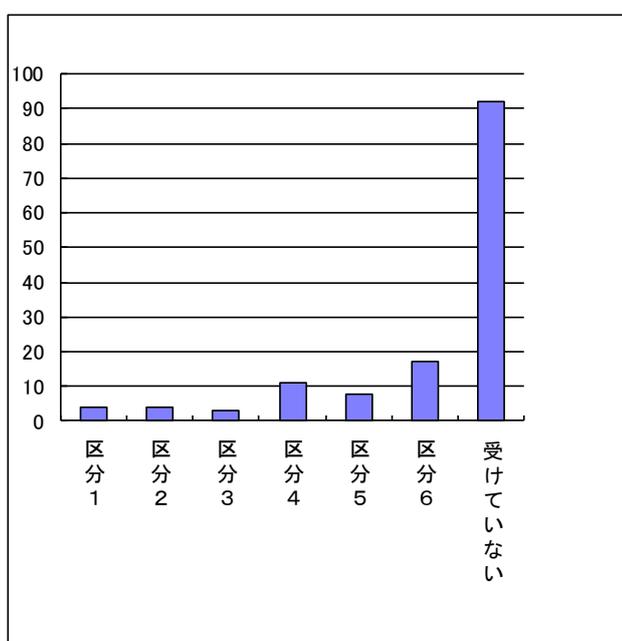
問 30 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
職場の上司や同僚に障害の理解があること	62	16.0%
職場の障害者理解	57	14.7%
通勤手段の確保	52	13.4%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	43	11.1%
仕事についての職場外での相談対応、支援	39	10.1%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	31	8.0%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	30	7.8%
職場で介助や援助等が受けられること	27	7.0%
在宅勤務の拡充	24	6.2%
企業ニーズに合った就労訓練	19	4.9%
その他	3	0.8%
無回答	85	-
合計	472	100.0%



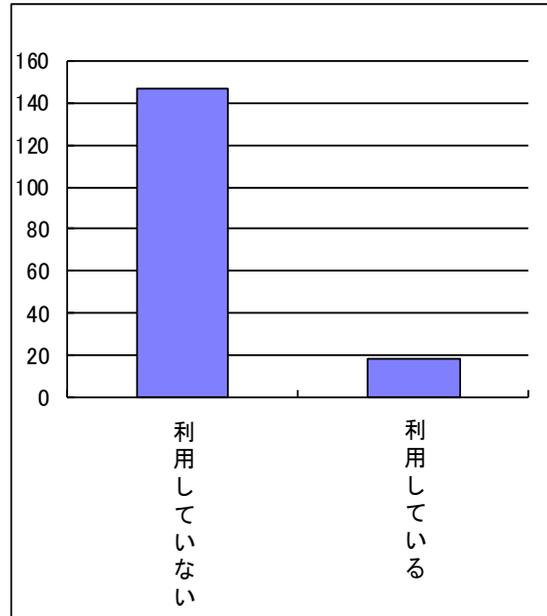
問 31 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
区分1	4	2.9%
区分2	4	2.9%
区分3	3	2.2%
区分4	11	7.9%
区分5	8	5.8%
区分6	17	12.2%
受けていない	92	66.2%
無回答	44	-
合計	183	100.0%



問 32 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

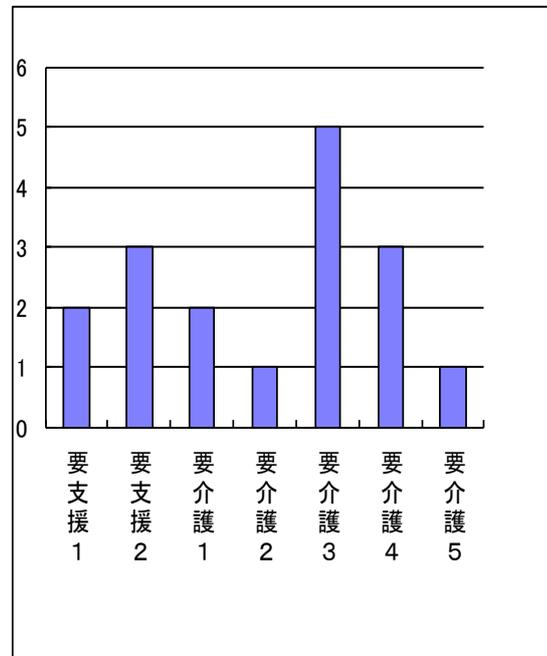
選択項目	人数	構成比
利用していない	147	89.1%
利用している	18	10.9%
無回答	18	-
合計	183	100.0%



(問 32 で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。)

問 33 該当する要介護度はどれですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
要支援1	2	11.8%
要支援2	3	17.6%
要介護1	2	11.8%
要介護2	1	5.9%
要介護3	5	29.4%
要介護4	3	17.6%
要介護5	1	5.9%
無回答	166	-
合計	183	100.0%



問 34 あなたは次のサービスを、今後利用したいと考えますか。

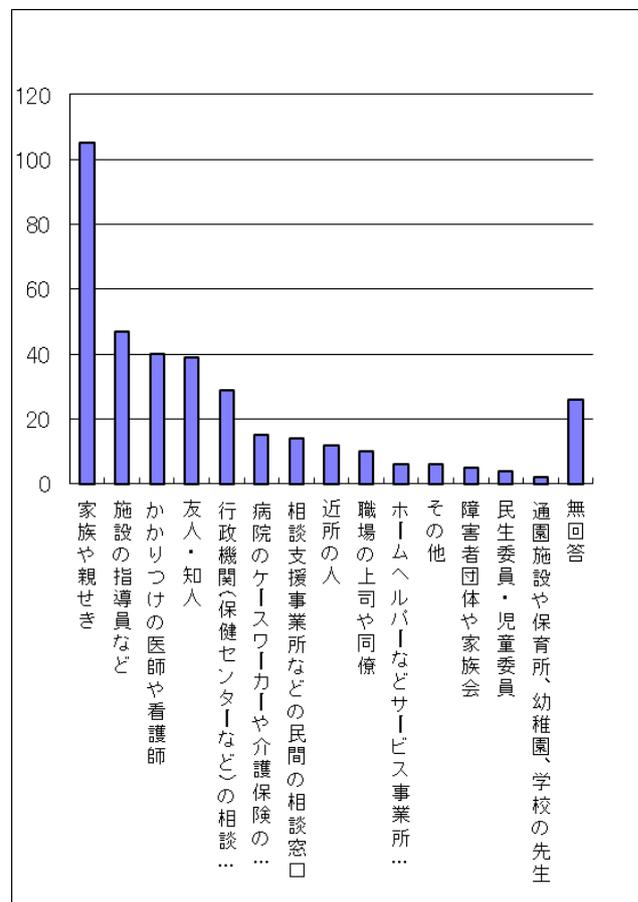
No.	サービスの種類	構成比(%)
1	相談支援	38.3
2	生活介護	24.0
3	施設入所支援	21.3
4	短期入所（ショートステイ）	19.7
5	共同生活援助（グループホーム）	19.7
6	行動援護	18.0
7	就労継続支援（A型、B型）	18.0
8	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	16.9
9	日常生活用具給付・貸与	16.9
10	移動支援	15.3
11	居宅介護（ホームヘルプ）	14.2
12	更生訓練費の支給	13.7
13	重度訪問介護	13.1
14	就労移行支援	12.6

No.	サービスの種類	構成比(%)
15	日中一時支援	12.6
16	療養介護	12.0
17	地域活動支援センター	11.5
18	訪問入浴	10.4
19	同行援護	9.8
20	重度障害者等包括支援	9.8
21	自動車免許の取得・改造費の助成	9.3
22	児童発達支援	3.8
23	放課後等デイサービス	3.3
24	福祉型児童入所支援	3.3
25	医療型児童入所支援	3.3
26	保育所等訪問支援	2.2
27	医療型児童発達支援	2.2
28	コミュニケーション支援	2.2

問 35 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

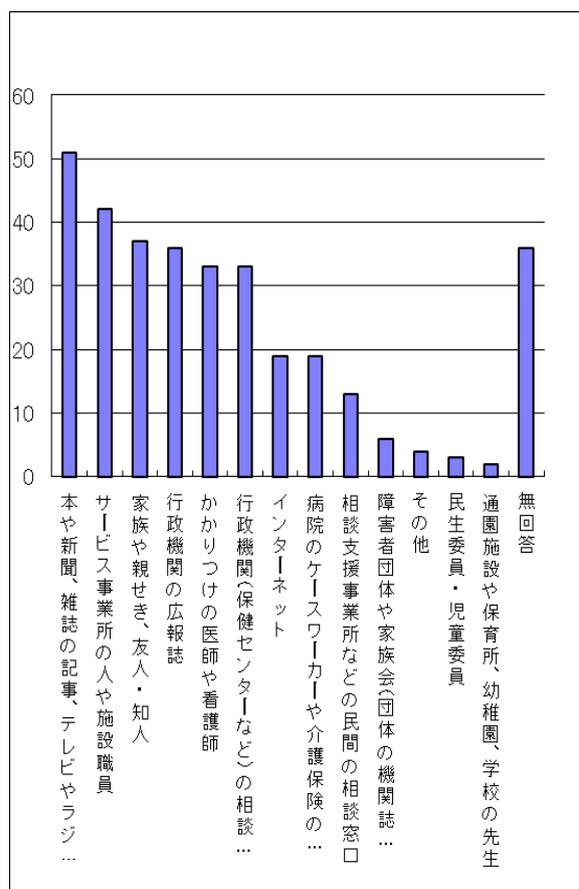
（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
家族や親せき	105	29.2%
施設の指導員など	47	13.1%
かかりつけの医師や看護師	40	11.1%
友人・知人	39	10.8%
行政機関（保健センターなど）の相談窓口	29	8.1%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	15	4.2%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	14	3.9%
近所の人	12	3.3%
職場の上司や同僚	10	2.8%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	6	1.7%
その他	6	1.7%
障害者団体や家族会	5	1.4%
民生委員・児童委員	4	1.1%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2	0.6%
無回答	26	7.2%
合計	360	100.0%



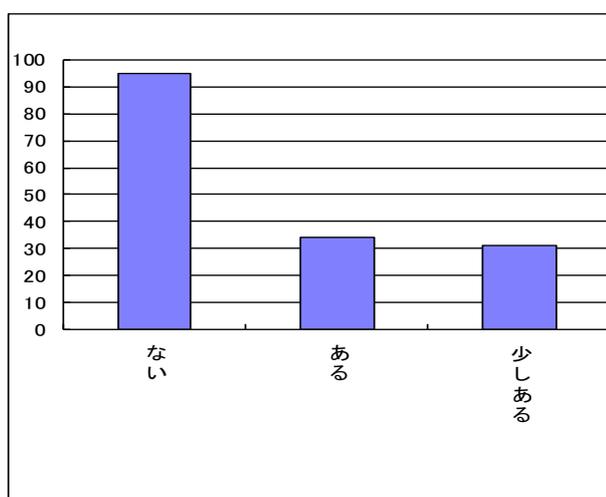
問 36 あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

選択項目	人数	構成比
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	51	15.3%
サービス事業所の人や施設職員	42	12.6%
家族や親せき、友人・知人	37	11.1%
行政機関の広報誌	36	10.8%
かかりつけの医師や看護師	33	9.9%
行政機関(保健センターなど)の相談窓口	33	9.9%
インターネット	19	5.7%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	19	5.7%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	13	3.9%
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	6	1.8%
その他	4	1.2%
民生委員・児童委員	3	0.9%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2	0.6%
無回答	36	10.8%
合計	334	100.0%



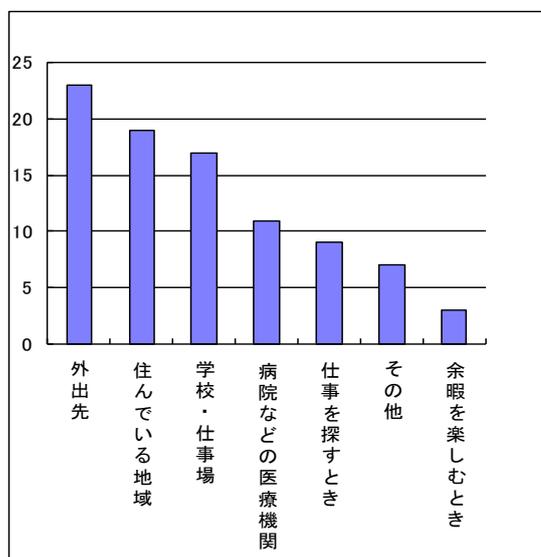
問 37 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

選択項目	人数	構成比
ない	95	59.4%
ある	34	21.3%
少しある	31	19.4%
無回答	23	-
合計	183	100.0%



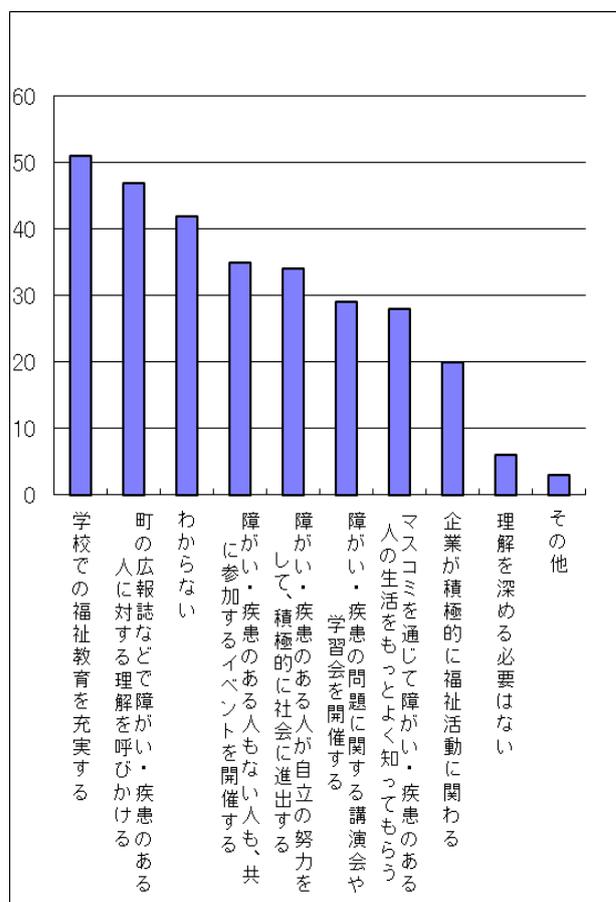
(問 37 で、「1. ある」又は「2. 少しある」と回答された方にお聞きします。)  
 問 38 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。  
 (あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
外出先	23	25.8%
住んでいる地域	19	21.3%
学校・仕事場	17	19.1%
病院などの医療機関	11	12.4%
仕事を探すとき	9	10.1%
その他	7	7.9%
余暇を楽しむとき	3	3.4%
無回答	125	-
合計	214	100.0%



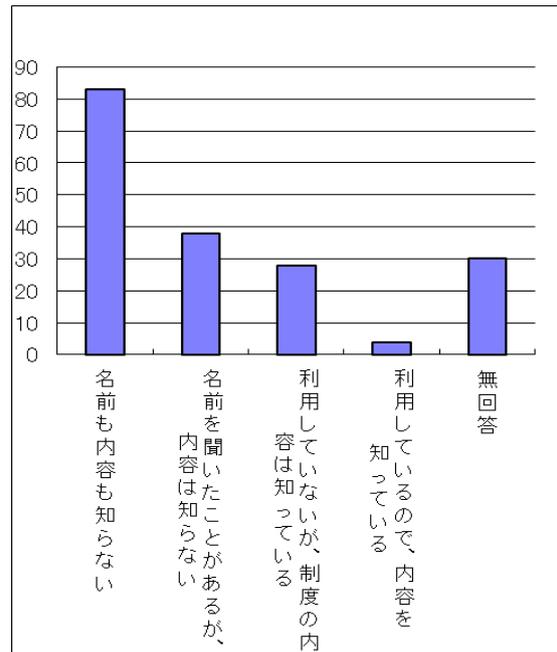
問 39 障がい・疾患のある人への町民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。(あてはまる主なもの3つに○)

選択項目	人数	構成比
学校での福祉教育を充実する	51	17.3%
町の広報誌などで障がい・疾患のある人に対する理解を呼びかける	47	15.9%
わからない	42	14.2%
障がい・疾患のある人もない人も、共に参加するイベントを開催する	35	11.9%
障がい・疾患のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する	34	11.5%
障がい・疾患の問題に関する講演会や学習会を開催する	29	9.8%
マスコミを通じて障がい・疾患のある人の生活をもっとよく知ってもらう	28	9.5%
企業が積極的に福祉活動に関わる	20	6.8%
理解を深める必要はない	6	2.0%
その他	3	1.0%
無回答	41	-
合計	336	100.0%



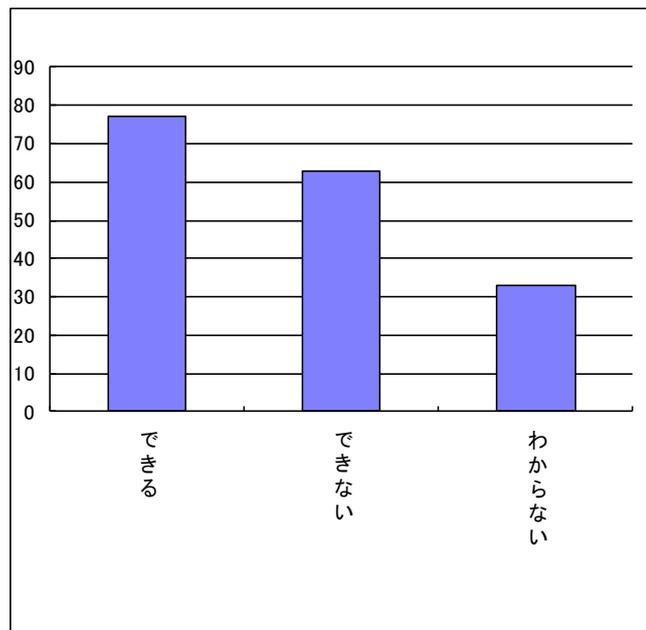
## 問 40 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
名前も内容も知らない	83	45.4%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	38	20.8%
利用していないが、制度の内容は知っている	28	15.3%
利用しているので、内容を知っている	4	2.2%
無回答	30	16.4%
合 計	183	100.0%



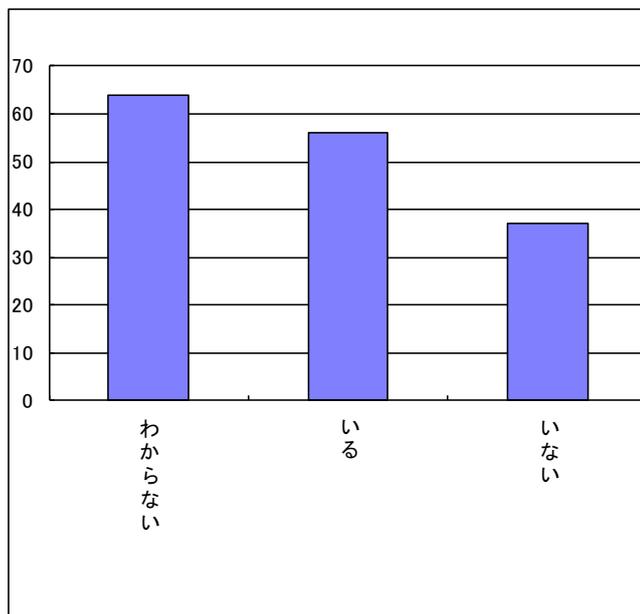
## 問 41 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
できる	77	44.5%
できない	63	36.4%
わからない	33	19.1%
無回答	10	-
合計	183	100.0%



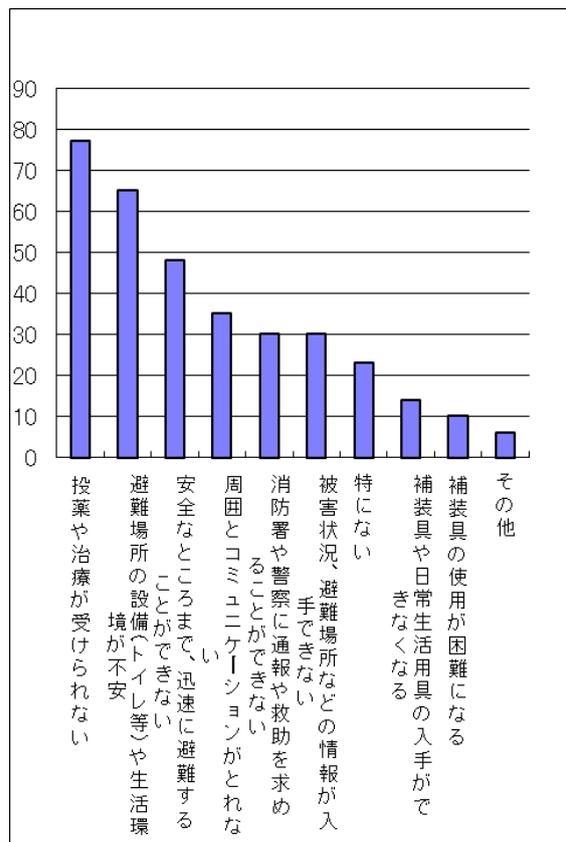
問 42 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
わからない	64	40.8%
いる	56	35.7%
いない	37	23.6%
無回答	26	-
合計	183	100.0%



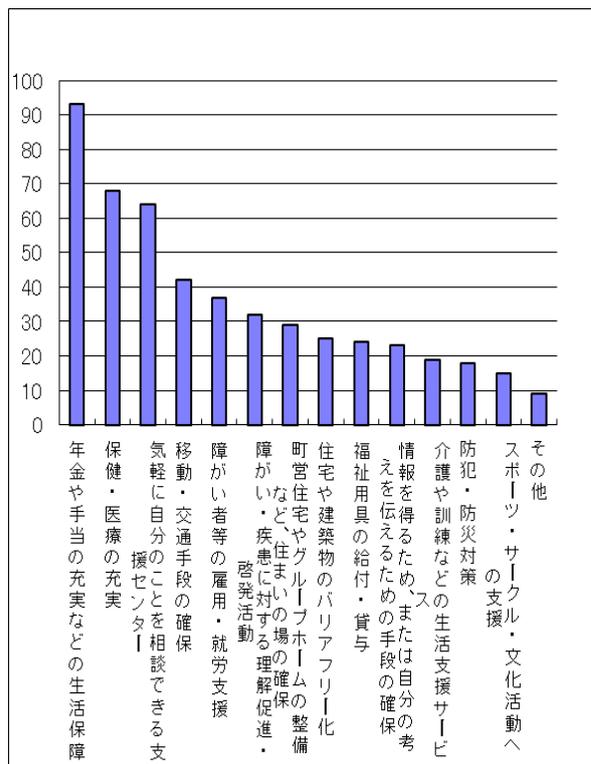
問 43 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	77	22.8%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	65	19.2%
安全なところまで、迅速に避難することができない	48	14.2%
周囲とコミュニケーションがとれない	35	10.4%
消防署や警察に通報や救助を求ることができない	30	8.9%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	30	8.9%
特になし	23	6.8%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	14	4.1%
補装具の使用が困難になる	10	3.0%
その他	6	1.8%
無回答	31	-
合計	369	100.0%



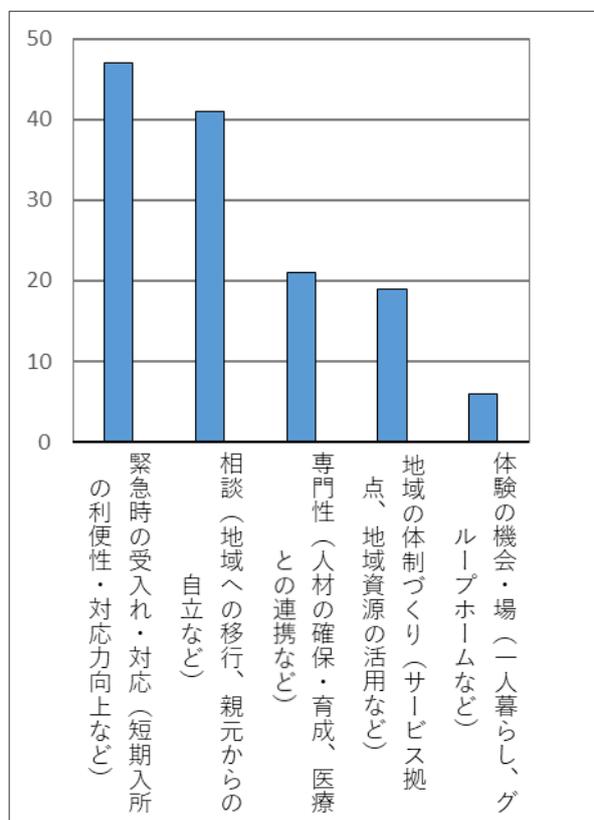
問 44 あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいことは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

選択項目	人数	構成比
年金や手当の充実などの生活保障	93	18.7%
保健・医療の充実	68	13.7%
気軽に自分のことを相談できる支援センター	64	12.9%
移動・交通手段の確保	42	8.4%
障がい者等の雇用・就労支援	37	7.4%
障がい・疾患に対する理解促進・啓発活動	32	6.4%
町営住宅やグループホームの整備など、住まいの場の確保	29	5.8%
住宅や建築物のバリアフリー化	25	5.0%
福祉用具の給付・貸与	24	4.8%
情報を得るため、または自分の考えを伝えるための手段の確保	23	4.6%
介護や訓練などの生活支援サービス	19	3.8%
防犯・防災対策	18	3.6%
スポーツ・サークル・文化活動への支援	15	3.0%
その他	9	1.8%
無回答	32	-
合 計	530	100.0%



問 45 障がいの重度化や高齢化に備え、地域で安心して暮らしていくには、何が必要だと考えますか。(○は1つだけ)

選択項目	人数	構成比
緊急時の受入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上など）	47	35.1%
相談（地域への移行、親元からの自立など）	41	30.6%
専門性（人材の確保・育成、医療との連携など）	21	15.7%
地域の体制づくり（サービス拠点、地域資源の活用など）	19	14.2%
体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）	6	4.5%
無回答	49	-
合 計	183	100.0%



最後に、障害福祉サービスや葛巻町の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

No.	回答者	記述内容
1	(本人、65歳以上、女性)	・自分の足で歩くことが自由でないため、夫も年老いてるため、家族にも何々思うような会話ができないため、この先5年10年と心配です。できれば楽に1日も早く心配をかけず安楽できることを毎日心から願っています。今一番心配している事と言えば...
2	(本人の家族、65歳以上、女性)	・障がいのある姉を将来どのように生活させていけばよいのか困っているし悩みの種になっている。高齢ではあるが、今は母親がいるので仕事に出ている間は母親が見ているのでよいが、今後町内で預かってくれる所があればいいと思う。
3	(本人、50～59歳、女性)	・若く病気がない人に、病気のことを理解するのは難しくないか。病気になってみないと解からない。葛巻に友達もいない、一人ぼっちだ。早くいなくなりたい。私の夢は叶わない。叶ったら奇跡！愚か者だと罵倒してくれ。ばか者だから。
4	(家族以外の介助者、65歳以上、男性)	・年齢も60代となってまいりました。将来を充実させて行くためにも今後とも宜しくお願いします。
5	(本人、40～49歳、男性)	・対応が良く満足している。
6	(本人、65歳以上、女性)	・町の福祉の仕事に感謝します。
7	(65歳以上、男性)	・町の駅辺りに障害者のトイレと駐車場があるとよい。
8	(本人、女性)	・町にお世話になっており、大変助かっている。これからもお世話になりたい。
9	(本人、40～49歳、女性)	・健康福祉課の保健師が毎年のように代わる。「様子を見に来ます、話を聞きに来ます」と最初の2回位は電話をしてくれるけど、その後は何の話も無くなり、用事ができた時に電話をして来てもらわなければいけない。大した用事では無く、話を聞いてほしいとは言いにくい。
10	(本人、30～39歳、男性)	・視覚障害の内容が少ない。

No.	回答者	記述内容
11	(本人、50～59歳、男性)	・障害者でも働ける職場が多くあればいい。
12	(本人、50～59歳、男性)	・町は全体的に働く場が少ない。働きたくても働く場所、事業所がない。
13	(本人の家族、65歳以上、女性)	・役場職員の方々が一生懸命に働き、町長をはじめ、町の発展の為に福祉や商工業の事など色々と考えてくれていると思います。今後共々宜しくお願い致します。 ・コロナ惨禍の折り、町長様、各課職員の方々真にご苦労様です。皆様も体調には留意なさり、お仕事を頑張って下さい。
14	(本人、30～39歳、男性)	・電車(不通)やバスの本数を増やすことは現実的ではないので、車が必要な時に低額で気軽に借りれるレンタカー等のサービスがあると便利だと思う(レンタルする時は保険加入等の条件が必要)。 ・田舎のため車が必須なので、障害など関係なく老人や車を必要としている人が低額で気軽に利用できる送迎サービスがあればいいと思う。 ・町の道路が悪いので改善されたら老人や障害者が助かると思う。まず、大きめな歩道の整備が急務だと思います。いつ事故が起きても不思議ではない。これは、児童や中高生にも言えるのではないか。
15	(本人、65歳以上、女性)	・現在は特に不便感はありませんが、この先どうなるかと考えると不安がいっぱいです。
16	(本人、30～39歳、男性)	・公共施設を含め、町全体としてバリアフリー化が進むといい。 ・軽度の障害でも受けられる(経済的な支援を含めた)サービスがあるといい。
17	(本人の家族、40～49歳、男性)	・何もやってくれない町だと思う。
18	(本人、0～17歳、女性)	・放課後等デイサービスを作ってほしいです。
19	(本人、50～59歳、女性)	・消毒用アルコールの配布ありがとうございました。
20	(本人、65歳以上、女性)	・レクリエーションで健常者との交流の場所を設けて欲しい。

No.	回答者	記述内容
21	(本人の家族、65歳以上、男性)	・家族が一人で留守の時に、何か大変な事があつたら役場や自治会等に知らせるブザー等があればいい。
22	(本人、65歳以上、女性)	・台風大雨で避難する時、川以上に道路に水が流れて大変な思いをし困った事があつた。以前、水が流れるせきを作ってくれたけど、今年(令和2年)の大雨で埋まってしまった。 足に装具を着けている。道路と並んで川もあるので、川に流されたこともある。そんなことが二度とないことを祈るだけです。思い出したくないことです。

#### 「障がい(障害)」の表記について

この計画書では、障がいを持つ方々の人権に配慮して、人の状態を表す場合や法令などに規定がない場合に、「障がい」や「障がい者」とひらがなで表記しています。法令等で規定されている用語、施設や団体等の名称等はこれまでのとおり漢字表記としています。

## 第 6 期葛巻町障がい福祉計画

### 第 2 期葛巻町障がい児福祉計画

---

策 定：令和 3 年 3 月

発 行：葛巻町

編 集：葛巻町健康福祉課

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第 1 6 地割 1 番地 1

電 話 0 1 9 5 - 6 6 - 2 1 1 1 (代表)

F A X 0 1 9 5 - 6 7 - 1 0 6 0

ホームページ <http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/>

---